

平成19年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成19年9月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成19年9月11日 9時30分			議長	坂口久信
	散会	平成19年9月11日 13時58分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	松本 太		大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	税務課長	桑原 達彦		
	副町長	木下 慶猛	建設課長兼土地改良課長	永淵 孝幸		
	収入役	矢壁 稔	収入役室長	坂本 豊		
	教育長	陣内 碩泰	支所長	新宮 義晃		
	総務課長	岡 靖則	農業委員会事務局長	中島 末博		
	企画商工課長	佐藤 慎一	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	財政課長	大串 君義	公民館長	寺田 恵子		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	太良病院事務長	毎原 哲也		
	健康増進課長	江口 司	太良病院長	古賀 俊六		
	環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	土井 康彦		
農林水産課長	高田 由夫					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成19年9月11日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成19年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>1. 多良川における老朽化した橋梁の対策について</p> <p>現在、多良川においては橋梁が7カ所あり、重大な交通の要でもある。中でも昭和28年に建造された瀬戸・片峰線の豊足橋は、50年以上の歳月が流れ、老朽化が激しい状態であり、台風災害時においても非常に危険性が高い。今後の対応など問う。</p>	町 長
		<p>2. 住宅、団地の管理問題について</p> <p>町営住宅における老朽化はもちろん、修繕するところなどが目に見えている。雨災害による雨漏り、湿気におけるカビ、鳩の被害など様々であるが、その管理体制を問う。</p>	町 長
		<p>3. 2007佐賀・高校総体における我が町の反省などについて</p> <p>「この夏、佐賀に君色の風が吹く」というキャッチフレーズで高校総体が開かれた。我が太良町においても男子のソフトボールの試合会場として大変賑わった傾向である。短い期間だったろうが、その経過、反省点、また、今後このような事があった時の考え方を問う。</p>	町 長
		<p>4. 身障者、車椅子利用者の対応、休養村センター、公民館のトイレなどについて</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>以前、身障者、車椅子の方々の問題について質問したが、その対応と、充実できそうかを問う。</p> <p>(1)車椅子の人たちはどうやって町長室、その他の課に行けるのか。</p> <p>(2)公民館は、皆が集まる場所であって欲しいと考える。しかし、休養村センターのトイレが身障者、車椅子の人たちに対して不向きであると思うが、何か計画があるのか。</p>	町長
2	7番 見陣泰幸	<p>1. 農業問題について</p> <p>(1)現在、日本の農業は、海外からの輸入等で非常に厳しい状況におかれている。太良町としては、今後の農業政策をどう考えているのかを問う。</p> <p>①町内農産物の輸出は行われているのか。また、国内への輸出入農産物の種類はどういったものがあるのか。果物類、野菜類、穀物類、上位10種類の品種について問う。</p> <p>②町内農産物の海外進出等の考えはないか。</p> <p>(2)農業（畜産も含む）に対する補助で、国、県、町それぞれどういった補助があるのかを問う。</p>	町長
3	8番 久保繁幸	<p>1. 有明海再生について</p> <p>平成最大規模の赤潮が発生している有明海。四県に囲まれた閉鎖的な海が、しょうゆ色となり、魚貝類が死滅し、今にも死海になりそうな状況にあるが、次の点について問う。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
		<p>(1)赤潮発生のメカニズムと防除策は。</p> <p>①諫早湾締め切りが最大の原因とは考えないか。</p> <p>②生活排水対策等はどうか。</p> <p>(2)底質環境を改善する海底耕うんの結果はどうであったか。また、今後の計画は。</p> <p>(3)増養殖施設等はどのように考えているか。</p> <p>①振興策でのカニの蓄養場計画があるが、具体的な方法はどのようなものか。</p> <p>②放流事業は今後どう計画していくのか。</p>	町長
3	8番 久保繁幸	<p>2. 町立太良病院の運営について</p> <p>地域の中核病院として患者の動向や、提供している医療サービス内容及び地理的環境要因等から総合的に検討された結果、ベッド数を46床から60床へと変更され、昨年4月1日オープンした町立太良病院の運営状況について問う。</p> <p>(1)患者の満足度はどうか。</p> <p>(2)当初立案した損益計算書通りに運営できているか。</p> <p>(3)危機管理体制はどのようになっているか。</p> <p>(4)昭和61年に救急告示病院の指定を受けているが、高度医療機関との連携はどのように行っているか。</p> <p>(5)基本健診が8月31日で終了したが、疾患発見はどれくらいであったか。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	9番末次利男	<p>1. 行財政運営について</p> <p>(1) 地方分権に向けた関係法令の一括した見直し等により、三位一体改革、つまり、国庫補助金、負担金の廃止、縮減、交付税の見直しや算定の簡素化、税源移譲を含めた税源配分の見直し等、一体的検討を図ることが推進されている。平成17年度策定された新地方行革指針により、地方行革の更なる推進に向け具体的行革の取り組みを住民に分かりやすく明示した計画の策定が求められている。小規模自治体においても真の地方分権型社会を実現し、地域住民の声に真剣に向き合いながら着実な改革によって、行財政改革、効率化に努めることが待ったなしと思うがどうか。</p> <p>(2) 行財政運営上、財源不足が生じた際の財源としての基金と起債の状況について</p> <p>(3) 定額資金運用基金の実態について</p>	町長
		<p>2. JR振興策について</p> <p>経営分離同意後、振興策検討会議設置によって、住民や団体等の意向を踏まえて県と町の意見交換を行い、各分野における地域振興計画を具体化し、実施されると思うが、来年度に向けた施策について問う。</p>	町長
		<p>3. 人材育成について</p> <p>かつては、青年団、婦人会等の活動により職業を越えた交流で組織の中での活動が活発化して人材育成が図られていた。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	9番 末次利男	現在、商工業、農業、漁業の青年部組織としては頑張っておられるが、職業の垣根を越えた集いの場、仮称「フォーラムたら」の設立によって、リーダーシップトレーニングを図り、町政、地域づくりに積極的に参画する人材育成の考えはないか。	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。質問の順序はお手元に配付しております表のとおりです。

1番通告者山口君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。通告書に従いまして質問をいたします。

今回の質問は4点でございます。

まず1点目は、多良川における老朽化した橋梁の今後の対策について、2点目は、住宅、団地の管理の問題について、3点目は、2007年佐賀・高校総体インターハイにおける我が町の反省点など、4点目は、身障者、車いす利用者の対応、休養村、公民館のトイレなど、この4点を質問いたします。

まず1点目、多良川における老朽化した橋梁の今後の対策についてであります。

現在、多良川においては橋梁が7カ所あり、各地域の重大な交通のかなめでもありますが、中でも昭和28年に建造された瀬戸片峰線の豊足橋は50年以上の年月が流れ、老朽化が激しい状態と見受けられます。台風、災害時においても非常に危険性が高いと思いますが、今後の対応はどのように考えていかれるか、お尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の1点目、多良川においての老朽化した橋梁の対策についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、町道で多良川にかかる橋梁は7カ所あります。一番古い橋梁は町道江岡陣之内線にかかる多良橋1号で、昭和9年に完成をいたしておりますが、その後、大型車の通行もできるように補修をされております。

議員御質問の豊足橋は、昭和28年に延長32.3メートル、橋梁幅員3.18メートルで完成し、町道瀬戸片峰線にかかる橋梁で、既に54年が経過し、途中補修もされておりますが、老朽化も進み危険な状態であることは認識をいたしております。

このようなことから、平成10年に豊足橋のかけかえの計画をいたしましたが、用地等の承諾が得られず断念をいたしております。今後の対応といたしましては、必要に応じ橋梁の耐久性診断等を実施し、危険な箇所は補強をし、車両の重量制限や歩行者等の安全対策などを検討してまいりたいと考えております。

幸いに700メートル上流には広域農道の橋梁がありますので、少し迂回するようになりますが、安全性の高い橋梁を通行していただくようお願いしていきたく思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

先ほどの台風時、1日の日に台風5号が参りましたけれども、県議を伴って現地を見た結果、非常に厳しい状態ではなかろうかと確信をして帰ってまいりました。幅員が3.18ですか、非常に狭い面もありますが、そして車の離合にも不適切で、その上、欄干といいますか、手すりが非常に低いわけなんです。だから、子供たちの自転車の通行、また幼児の通行、あれが非常に危険性が高いのではないかと。子供たちの歩行にも差し支えがあり、非常な危険性があると思いますが、あの橋梁を見て、担当課はどのように感じていますかということを質問いたしたいと思っております。担当課にそれを最初に。現実的にですね。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

台風とか大雨のときの対策としまして、先日アメリカのほうでも大きな橋が落下したといったことから、地域の方には不便をかけるかと思いますが、危険な橋梁については台風とか大雨時には通行どめをして、近くの安全な橋梁を利用していただくようお願いもしていきたいと、マップをつくってですね。そういうことも考えております。そして、先ほど町長申しましたが、補修するような必要箇所につきましては、財政的なこともございますが、安全な橋梁対策として現場等を調査を十分いたしまして対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

このような一般質問があったから、そういったことを今度からやりたいというふうなこと

ではいけないと私は思います。要するに50年以上歳月たった橋梁となれば、その以前にも、要するに百武町政、杉崎町政の時代からそういったことをやはり見て回ったりするべきではなかったのかと、そのように私は思います。

先ほど町長が言いましたように多良橋1号ですか、これが昭和9年と、ここに資料をいただいておりますけれども、多良橋2号が昭和42年、古賀橋が昭和40年、先ほど申し上げました豊足橋が昭和28年、上川原橋が昭和39年、郷式橋が昭和43年、大川内橋が昭和48年、下古賀橋が昭和63年というようなことで、非常に年月がたっておるといようなことはもう事実であります。それで、台風の後翌日に見てきましたけれども、橋げたにいろんなものが引っかかって、これはどうした状態だろうかというふうに見受けられました。

それで、これは海外のことですけれども、先ほど課長が申しましたように、アメリカのミネソタ州ですか、ミネアポリスのミシシッピ川の橋梁が崩れ落ちましたが、外国のことではありますが、あの橋梁は建造40年ぐらいであります。しかし、交通量かれこれ大分違いますけれども、豊足橋とはかけ離れてはおりますけれども、災害においては条件的には似通うようなものがあるんじゃないかと、そのように思うわけでございます。危険性は大小かかわらず起き得る可能性は高いといようなことを感じます。実際これが片峰、端古賀、あるいは古賀の方々の、要するに古賀橋ありますけれども、そういう方々の交通のかなめですから、あの辺はちょっと十分に考えていかななくてはならないんじゃないかと、そのように思いますけれども、ただ検査を試みたりあれしようといのはわかりますけれども、太良町としてもあの橋に対する今後の対策をもう一度お聞きいたします。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

先ほど町長も答弁いたしましたけれども、平成10年度に計画をして断念をしたといういきさつもありますので、そこら辺を含めまして再度用地関係者とも協議をし、また、こういったかけかえとなればまた大きな事業費にもなりますので、厳しい財政状況の中ではありますが、先ほども言いましたように安全な橋梁対策として、上司とも十分協議をしながらその辺の対応には検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

かけかえは、それはもう非常に経費も要りますから、大変だろうと思いますけれども、私が一番気にしているのは、あの手すりですよ。ちょっともうこれぐらいしかなかですよ。それを渡っているやっぱり子供たちを見ていると、自転車で、非常に危険度が高いと。あれはちょっとでもパイプでも上げてするような応急処置といえますか、ああいうこともやったほうがいいんじゃないかと、そのように思いますけれども。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

議員御承知のとおり、多良橋は32メートル30ございますけれども、あのあい中にピア、いわゆる支柱が4本あつとですよ。4本等分するには6メートル間隔で支柱が立っており。大雨時が流木等が来た場合にあれが引っかかって、そして橋の越水というふうなことも懸念をされます。今後、診断事業で橋自体の、通行にする輪荷重については大丈夫とある場合には、そういうふうな手すり等を検討していきたいと、早急に安全保護対策ということで来年あたり検討していきたいと思えます。

○10番（山口光章君）

この瀬戸片峰線の昭和28年に建造された豊足橋だけはやはり十分考えるべきだと、そのように思っております。

2点目に入ります。

2点目は、住宅、団地の管理問題についてであります。町営住宅における老朽化はもちろん、修繕するところなどが目に見えております。雨の災害による雨漏り、その湿気におけるカビ、またはハトなどの被害などさまざまありますが、その管理はどのように担当課ではやっておられるのか、お尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

次に、2点目の住宅、団地の管理問題についてお答えいたします。

町営住宅は、昭和56年から昭和61年に完成した栄町、畑田、油津、亀ノ浦の4団地で7棟と、平成元年から平成5年に完成した畑田団地の2棟で、鉄筋コンクリートづくり9棟と、昭和37年に完成の栄町住宅の木造2戸、平成16年度完成の瀬戸団地の木造2戸を完了いたしております。

御質問の管理体制についてであります。近隣の市では管理人を委嘱してありますが、太良町は直営で管理をし、現在のところ建設課で対応いたしております。入居者から連絡を受け、現場の調査を実施し、必要に応じて修理等をし、対応いたしております。

現在のところ、台風、大雨等でも大きな被害は発生していませんが、4団地9棟では屋根部分の防水シートが老朽化している状況でございます。修復するには多大な費用が必要であり、財政等を考慮しながら年次計画等を立てて対応していきたいと考えております。

なお、湿気によるカビやハトの対応につきましては、それぞれの入居者で対応をしていただくようお願いしておる状況でございます。

○10番（山口光章君）

実際、ふろがまの取りかえとか、そういった面では町のほうが助成といいますか、お手伝いをして聞いておりますけれども、どこまでが個人の負担なのか、そこら辺の線がわからんわけですよ、実際ですね。前、下田課長ですか、その当時に最後に全団地に手すりをつけていただきました。つけるべきだというような考え方を持っておられましたので、早速、

全住宅に手すりをつけた経緯がございますけれども、実際利用者の中には、先ほど町長がおっしゃられましたけど、それぞれの入居者で個人的にどうにかせにゃいかんという部分も十分ございますけれども、入居者の中には足の不自由な人、あるいは老人夫婦とかそういった方がおられるわけですよ。実際何でもできる方々だったらハトのあれでも網を張ってみたりしているけれども、なかなかちょっと難しい面もあるというようなことで、自然とおっくうになってやっていないというところがございますので、そういった面はやはりお手伝いのな、入居者に対しての住民サービスも必要があるんじゃないかと思えますけれども、その住民サービスは、例えば、台風が去った後、次の日、どうですかと、どういった状況ですかというふうにやっぱり見ていくのも役目じゃないかと思えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

まず、台風時あたりの後に入居者がおられるところの部屋が、例えば、ちょっと雨が吹き込んだりとかそういうことが発生したといったときは、今のところはすぐ入居者の方から報告をいただいております。それで、そこで台風が去った後には特別わからないわけですが、町のほうでやるべきような、入居者の過失にならないようなことが生じた場合は町のほうで対応しているといったような状況でございます。

それから、先ほど申されました老人の方とかやっぱり弱者の方に対しては、ハト対策も含めて町のほうでというようなことでございますけれども、ハトは確かにいろいろ防虫ネットとかCDみたいな丸いやつを下げてみたりとかする方法はあるようではございますけれども、いろいろそういう対策を考えてみても、やっぱりもととなる安全なハトの被害をとめるという対策は今どこでも苦慮しているような状況でございます。あっちこっち例えば、インターネットあたりで調べてみても、やっぱりもとを絶たなきやだめで、卵をとるしかないというふうな話も載っておりました。しかし、卵をとるというのは、ハトというのは平和的なシンボルみたいなものでございますので、なかなかそこにも手が届いていないというのが実情のようでございますし、町としましても、そういったハトの対策、高齢者、弱者に対しても何らか手を差し伸べるべきではないかということでございますけれども、そこら辺は十分わかってはおりますけれども、何せハトはちょっとすぐ飛んで逃げたりして、なかなかつかまえるのも大変だといったことで、手をこまねいているところが実情でございます。議員のおっしゃるのは十分わかっておりますけれども。

以上です。

○10番（山口光章君）

団地利用者に限らず、やっぱり住民のサービスを考えてもらいたいと、そのような意見でございます。

栄町区内にあります、先ほど町長がおっしゃられた昭和30年代に木造の1戸建てが2戸ありますね。これは家賃は幾らですか。

○建設課長（永渕孝幸君）

2千円と5,700円です。

○10番（山口光章君）

非常に長い年月がたっておりますけれども、この住宅の払い下げなんかはどのようにお考えですか。要するにもう大分長く住んでおられる方がおられるわけですよね。そういった町としての方針はどのような考え方ですか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

前年度あたりから、入居者の方から払い下げ等々の要望はあっております。県の住宅課にも一応その旨を昨年度あたりから協議を今している状況です。というのは、結局、住宅につきましても、原則として補助事業であれ耐用年数等も考慮しながら、ある程度取り壊して住宅を建てかえをすれば用途廃止ができるわけですよ。でも、そこら付近の協議で、建てかえじゃなくて払い下げという形で今県と打ち合わせをしておりますから、もう少し時間をいただきたいと思います。昨年度から協議をいたしております。払い下げについてですね。

○10番（山口光章君）

これは町民の方からちょっと聞いた話でございますけれども、教員住宅とかいろんな住宅が空き家がありますよね。栄町区にもあいているところが、教員の先生が住まえるところかですね。ああいった場所が何カ所かあきを置いていると。台風、火災などで被災者が急遽入居できるような形で置いておかにゃいかんというようなことを以前、百武町長から聞いておりましたけれども、実際、それはそれとして、理由はわかるんですけども、要するに草ぼうぼうの状態でほったらかしにしているというような傾向がございますので、たとえ住んでなくても管理体制はもっと細やかにしとかにゃいかんのじゃないかと。あそこはあれやったら住んでよかとじゃなかねて、アパートのなかとてというような方々もおられるんですよ。きれいにしておって、ここはこんなふうですよとせば皆さんそう思わんけれども、何かもったいなかですね、もったいなかですねという声が聞こえてきます。そこら辺はどのように管理はしておられるんですか。

○町長（岩島正昭君）

今、議員おっしゃる住宅については、医師住宅が今2戸空き家になっております。この件につきましては病院のほうでせんだって伐採もいたしておりますけれども、あれが行政財産でございますので、今後については今、財政課長等とも話をいたしておりますが、普通財産に移管がえして、要望者があれば払い下げという格好をとりたいというふうなことで今検討をしております。

○10番（山口光章君）

わかりました。

それでは、3点目に行きますけれども、2007佐賀・高校総体における我が町の反省点などについてであります。

「この夏、佐賀に君色の風が吹く」というキャッチフレーズで、高校総体が華やかに開会されました。我が太良町においても、男子のソフトボールですか、試合の会場として大変短い間でしたけれども、にぎわった傾向でもありました。その経過と反省点いろいろございますけれども、総合的な反省を報告していただきたいと思っております。これはちょっと参考ですけど。

○町長（岩島正昭君）

3点目、高校総体についてお答えいたします。

佐賀県で開催された2007青春・佐賀総体は、7月28日から8月20日までの24日間、全国から訪れられた高校生の熱い戦いが県内各地で繰り広げられ、佐賀県の選手がすばらしい成績を残すなど、感銘と感動を与えた大会となったことは周知のとおりでございます。

太良町と鹿島市が試合会場となった男子ソフトボール競技は7月28日の種目別開会式から8月1日の閉会式までの5日間開催され、太良町での競技は29日から31日までの3日間という短い期間でありましたが、炎天下の中にもかかわらず、関係機関、団体、ボランティア等本当に多くの皆さんの御支援、御協力をいただき、大きなにぎわいを見せて無事終了することができましたことを、まずもって心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、御質問の男子ソフトボール競技大会の経過、反省点、今後このようなことがあったときの考え方についてですが、まず大会経過については、御承知のように太良町は鹿島市と共同で男子ソフトボール競技を開催するため、鹿島市・太良町実行委員会並びに専門委員会を立ち上げ、大会開催に向けさまざまな準備を進め、業務の推進に努めてまいりました。

大会を運営するため、競技及び運営役員、主任会議並びに全体会議、また競技・運営役員、補助員との最終打ち合わせ会、実施に向けての審判員、補助員研修等を実施し、役員並びに補助員の認識を高めるとともに、来町された監督、選手、応援者等にもてなしの心で接していただくよう万全な体制で運営に臨んでまいりました。

さらに、事業実施においては、日本ソフトボール協会、全国並びに佐賀県高等学校体育連盟ソフトボール専門部など関連する団体との打ち合わせ、確認等を入念に行い、この結果、大会期間中のトラブル等は1件もなく、7月28日の競技種目別開会式から8月1日の決勝戦並びに閉会式までスムーズな大会運営ができたと考えております。

また、大会期間中、25チームの監督、選手が太良町内のホテル、旅館に宿泊されましたが、食事もおいしく、量も豊富で大変よかったと言われております。おふろがきれいで、大きくて伸び伸び入れてよかった、おかみさんや仲居さんの対応がとても気持ちよく心遣いが喜ば

しかったなど、さらには、今後はゆっくり太良町に来てみたいとか、宿泊された皆様からこのような声を多く聞き、私も心から喜んでいるところであり、大会の開催によって人と人との触れ合い、地域の活性化にも大きく貢献したものと考えております。

次に、反省点については、先ほどの内容を踏まえて現段階では多少の気遣いはあっても大きな反省点はないものと考えております。

次に、今後このようなことがあったときの考え方についてであります。今回、太良町は鹿島市と共同で開催いたしました。こういった全国レベルの大会等を開催する場合、単独でも共同でも、まずは事業に関する事前調査を十分に行うとともに、事業を推進する上で今回の総体でも設立したように、事業に関連する関係機関、団体等での実行委員会や専門委員会等の組織をつくるのが必要不可欠と考えております。

また、今回練習会場となった健康広場では、練習しているチームに社会福祉協議会独自でもてなしの心を持って氷の差し入れや施設内を休憩所として提供するなど、チームに大変喜ばれたということも聞いておりますが、こういったボランティアによる協力も大変重要かと考えます。

さらには、町職員も裏方として早朝から競技終了まで他の役員、補助員の手本となるような運営協力を得たところでございます。

まさに今後このようなことがある場合はしっかりと組織をつくり、関連の基本計画を作成し、官民一体となって取り組んでいくことが必要であると考えます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

短い期間でありましたけれども、大体延べ人口といえますか、どれぐらいの集客があったのか、そういった面をお尋ねしたいと思います。

それに基づき、総合的な我が町の経済効果ですか。そしてまた、これは旅館組合とかなんとかにしかちょっとわかりにくい点もございますけれども、宿泊施設などの経済効果ですか、その辺をお尋ねします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

大会期間中の来客というですかね、来場者は太良町全体ではちょっとまだつかんでおりませんが、鹿島市、太良町全体的には1万1,000人を超えるものと考えております。

経済効果につきましては、宿泊施設においては出場チーム43チームのうち、太良町内に25チームの選手、監督が宿泊をさせていただいております。また、私の実行委員会のほうでもやはり強いチームを配宿していただけるようにということを配慮いたしまして、一日でも長く滞在できるようにということで配慮をさせていただいた結果、ベスト16のうちに15チームが太良町内に宿泊をしたチームということで、最高6泊をされたところがありますので、その点

は効果があったのではないかなと考えております。

それと、宿泊施設とは別に道の駅、たらふく館のほうに案内所を設けておりましたけれども、そののほうからちょっと聞いたところなんですけれども、そこでもてなしミカンのサービスとかお茶のサービスもしておりましたけれども、案内所を利用された方がミカンを買いたいとか、これを送りたいとか、そういったことも聞いておりますし、それから、たらふく館の大会期間中の売り上げ数とか客数も前の年に比べて倍ぐらいの売り上げがあったというようなことも聞いておりますので、その点についても少しは大会の効果があったのではないかと考えております。

それから、タクシーの利用とか、それとコンビニとか食料品店とか弁当を買い物されたり、水を注文されたりとか、そういうのもあっておるようでございますので、こういうところにも少しは大会の効果があったのではないかというふうに考えております。

○10番（山口光章君）

非常にいい結果であり傾向であると、そのように認識いたします。町に人が集まる要素というものが必ず必要だと思うわけです。要するに集客力がある町はそれだけ潤ってくると、いろんな面にですね。そういった面でちょっと私気づきですけれども、休養村の宿泊施設、ああいっただ場所ももうちょっと手を加えて、例えば、大学の合宿とか、高校の合宿とか、来てください、来てくださいというふうな感じにすれば、それこそ小さいことですが、幾らでも効果があるんじゃないかと思うわけです。要するに柔道、剣道の合宿、あとはテニス、サッカー、いろんな会場を設ければいつでも来てください。環境はいいんですよ、最高に。先ほど町長がおっしゃいましたように、食事もうまいというふうなことですから、これは本当に太良町を宣伝するためにも寄ってもらわなきゃいかん、そういうふうなことを感じますけれども。

そしてまた、大浦に武道館ができました。あれもこう言っちゃなんですけれども、ああいっただ箱物は中央に置くべきなんです。中央に置いて施設をつくってそういうふうな競技をさせたり合宿に来ていただいたりするの、これは一番効果があつていいのではないかと思うわけですが、これから先の公民館というのは休養村ですから、要するに宿泊の施設がどのような感じでやるのか。そしてまた、そういうふうな合宿とかなんとかの希望が問い合わせがっているのかどうか、そこら辺もフルに集まってきていただきたいと私は思いますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

先ほど山口議員のほうから休養村センターの宿泊施設の件なんですけれども、今現在、休養村センターのほうには大変多くのスポーツ合宿で見えられる方がいらっしゃいます。最近では、大阪大学の剣道部の方が宿泊ではありませんでしたけれども、うちの武道場を使って

練習を、町内に泊まって練習に来られたということもあります。また、日大のテニス部とか、野球部の高校生とか中学生、そういう柔道ももちろんですけども、県内外から多くの方が宿泊をして、そして会場を使ってグラウンドを使ったり武道場、あるいは体育館、野球場を使ったりテニスコートを使ったりして利用していただいております。かなり最近は多くの方が利用していただいていると思っております。

○10番（山口光章君）

それまたいい傾向でございますが、これまで以上のやっぱり集客を求めて幾らかでも太良町に人が集まってもらえるような体制をとっていただきたいと、そのように感じております。

次に、4点目に入ります。

4点目は、身障者、車いす利用者の対応、休養村センター、公民館のトイレなどについて質問をいたします。

以前、身障者、車いすの方々の問題について質問をいたしました。太良病院のほうと町民福祉課ですか、しましたけれども、その対応は充実できてしまいましたか。太良病院としおさい館ですね。

○議長（坂口久信君）

山口君。4番全部最後までしてください。（「1つずつじゃなし」と呼ぶ者あり）4番目。（「それを聞いてからしか」と呼ぶ者あり）

○10番（山口光章君）

車いすの人たちはどのようにして町長室に行けるのか。たとえガラス張りとはいえ、だから以前、私が町長室は1階にするべきだと。みんなが来れる場所だと。例えば、この傍聴席でも一緒ですよ。車いすの人たちがどうやって傍聴に来られるんですか。そういう面ですね。今バリアフリーという形でいろんな玄関先から何からしておりますけれども、どこに2階の課に車いすの人がどうやって行くんですか。そういうふうなことです。

それから、公民館は要するにみんなが集まる場所であってほしいと思いますし、そこに休養村センターのトイレなど身障者、車いすの人たちに対して不向きではないかと思っておりますけれども、何か計画があるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

4点目、身障者、車いす利用者の対応、休養村センター、公民館のトイレなどについてお答えします。

まず初めに、6月議会において山口議員から御質問の中で、身体障害者、車いすの方の施設における対応と設備などの配慮について指摘を受けました。身障者専用トイレへのいすの設置につきましては、利用者の方の要望をもとに1台試作をして、今、しおさい館の専用トイレに設置をしております。利用者の方のモニタリングも済み、一部手直しをすれば完成する予定でございます。

身障者専用トイレを管理している関係課にもいすの図面を配布していますので、間もなく設置できるものと考えております。今後とも鋭意研究、検討しながら身障者の方々に優しい施設の充実に努めてまいりたいと考えています。

ところで、1番目の車いすの人たちはどうやって町長室、その他の課に行けるのかという質問でございますが、以前には職員が車いすごと抱えて案内をした経過もありますが、基本的には、体の不自由な方や車いすの方が見えられたときは、私も含めてですが、担当職員が1階までおりてきて対応するようにいたしております。

次に、2番目の休養村センターのトイレについてであります。確かに議員御指摘のとおり、休養村センターのトイレは身障者、車いすの人に対して不向きであることは十分承知しておりますが、何分にも建物自体が古く、既存のトイレには新たな増設、あるいは改修できるスペースもなく、新設するにも確保できる場所の選定や費用の面などを考えると、現状ではなかなか厳しいものがあると考えます。今後、財政状況を見ながら検討課題とさせていただきます。身障者、車いすの方のトイレについては役場庁舎、あるいははしおさい館に設置しておりますので、そちらを利用していただくよう、わかりやすく案内表示等をして対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

車いすの人たちはマイナスからのスタートみたいな感じで、なかなかプラスになろうというような気持ちは十分あると思いますけれども、やはりマイナスがプラスになるためには、こういった設備とか要するに堂々と来れるような体制を受け皿的に十分考えておくべきじゃないかと思えます。そうしないと、そういう方々はおっくうになって役場にも寄りつかん、公民館にも寄りつかんというようなことが出てきますので、そこら辺の対応を今後は十分に考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

確かにそういうことは懸念されます。せんだってもお見えになって、私が先月もう2回ほど1階においていろいろ対応して、また駐車場の件についても十分その人の意見等を聞きながら、駐車場については、健常者の方がせっかく駐車スペースについて看板を立ててあるけれども、健常者の方がすぐ入れると、そういうふうな管理体制とかいろいろ要望等をお聞きしておりますので、今後は率先的にそういうふうな対応をしていくということで御理解をいただいております。

以上でございます。（「それじゃ、質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

2番通告者見陣君、質問を許可します。

○7番（見陣恭幸君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問します。

農業問題について、(1)現在、日本の農業は海外からの輸入等で非常に厳しい状況に置かれています。太良町としては、今後の農業政策をどう考えているのかを問います。

①町内農産物の輸出は行われているのか。また、国内への輸出入農産物の種類はどういったものがあるのか。果物類、野菜類、穀物類、上位10種類程度でよろしいですから、それについて質問します。

②町内特産物の海外進出などの考えはないか。

(2)農業——畜産も含みます。農業に対する補助等で国、県、町それぞれどういった補助があるのか、質問します。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員の農業問題についての御質問の1番目の、現在、日本の農業は、海外からの輸入等で非常に厳しい状況に置かれている。太良町としては、今後の農業政策をどう考えているのかを問うについてお答えいたします。

町内で生産されております農作物の輸出でございますが、JAさがから、ミカンがカナダへ輸出されております。数量は、昨年616トンのうち、太良町内産は毎年400トン前後が輸出されております。供給過剰な時期に数量の調整用として位置づけられているようでございます。

国内への輸出入農産物につきましては、取引は企業が直接交渉し輸入しているのが現状で、平成17年の財務省の貿易統計で公表されています。

果実の主なものは、バナナ106万7,000トン、グレープフルーツ20万6,000トン、パイナップル15万5,000トン、オレンジ11万5,000トン、レモン7万7,000トン、メロン3万9,000トンなどを中心に国内で生産されている果実類のほとんどが輸入品目にありまして、年間200万トンを超える果実類が輸入されております。

野菜類の主なものは、タマネギ35万7,000トン、カボチャ12万2,000トン、カリフラワー10万8,000トン、ニンジン、カブ10万1,000トン、ネギ7万1,000トン、キャベツ6万9,000トン、ブロッコリー6万トン、ゴボウ5万8,000トンありますが、数百トン未満を含みますと110品目になります。

穀物類の主なものは、トウモロコシ1,665万6,000トン、小麦547万2,000トン、大麦143万トン、米78万7,000トンと、大量の穀類が輸入されています。

日本の食料自給率が38%のうち、主食用穀物の自給率は61%と低水準で推移しておりますので、今後ますます食料の輸入が増加するものと思われま。

次に、町内の特産物の海外進出等の考えはないかについてお答えします。

県庁の流通課によりますと、現在JAさがで輸出されている品目のうち定期的に出荷され

ている品目は、和牛が1カ月に2回、20頭分の部分肉が香港へ輸出されております。また、JA伊万里のナシが年間中国へ5トン、台湾へ1トン、米が香港へ1トンと少量であります。今後、JAさがの出荷団体がどのような販売戦略で海外進出を考えているのかはわかりませんが、出荷ロットの安定性などクリアすべき問題は多種多様であると思われまます。安心・安全な農作物を地産地消することが近年の消費者のニーズでありまして、まずは国内の消費に重点を置かれているようです。

2番目、農業に対する補助で国、県、町それぞれどういった補助金があるのかについてお答えします。

農業関係は多種多様な事業メニューがあり、それぞれに事業実施要領及び補助金交付要綱等で採択要件等規定されており、条件に合った事業を進めております。平成18年度事業実施の主なものは、国の事業につきましては、中山間地域等直接支払交付金、ミカン改植基金事業、県の事業につきましては、魅力あるさが園芸農業確立対策事業、死亡獣畜処理対策事業、さが畜産自給力強化対策事業、町単独につきましては、太幸わせ増産対策事業、繁殖雌牛優良牛導入事業、園芸施設整備事業等でございます。基本的に国、県の事業でできないものに対して農業団体と協議し、事業を創設して特産地化を推進しております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

ただいま答弁をいただきましたが、順を追って1つずつ質問したいと思います。

まず、果物類ですが、オレンジジュースの原料は何トンぐらい輸入されているのか。そして、イチゴの国内生産量と太良町内の生産量は何トンなのか、質問します。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

平成17年度の貿易統計で、オレンジジュースの原料といたしましては11万3,000トン輸入されております。次にイチゴの分でございますが、国内で17万7,600トンで、うち町内産は180トンでございます。

○7番（見陣泰幸君）

次に野菜ですが、今、太良町でもミカンから野菜へと考え直している農家、あるいはミカンと競合できるものを探している農家もふえている状況です。タマネギ、カボチャ、ほかにもいろんなものがありますが、この2点の国内生産量と太良町内の生産量を何トンぐらいあるのか。そして、アスパラの輸入量と国内の生産量と太良町内の生産量はどれくらいあるのか、質問します。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

最初に、タマネギの国内の生産量につきましては94万4,400トンでございます。町内産に

つきましては666トンでございます。

次に、カボチャにつきましては17万5,900トン、うち町内産が110トンでございます。

もう1つは、アスパラだっと思えます。アスパラの輸入につきましては1万7,469トンでございます。町内産の生産のアスパラでございますが、39トンでございます。国内産では2万4,400トンで、うち町内産が39トンになっております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今、アスパラの輸入量、ほかにも聞きましたけど、まだまだ国内産が国内で需給できるのか、そこら辺はどうですかね、見方としては。

○農林水産課長（高田由夫君）

先ほど町長のほうも答弁いたしましたけど、輸入よりも国内産ということで、安全・安心な農作物が今消費者のほうでは重要視されておりますので、まだ国内生産のほうを重視しても、特に野菜等についても重視してよろしいかと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

次に、穀物類に入ります。

小麦、米の国内の生産量は何トンぐらいあるのか、質問します。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

18年産で、小麦は83万7,200トン生産されております。米につきましては54万6,000トンが生産されております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

米については54万6,000トンということでしたが、輸入量と合わせて今国内では減反を推進されていますけど、ここら辺の状況についてはどういった考えを持っておられますかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

現在、町内では米作、いわゆる米で生計を立てておられる農家というのはもう数少なく、大体自家消費用でございます。それで、現在は需給調整ということで、ずっと50年度当初ぐらいは減反政策ということで、大分減らすということで国の政策がずっと行われてきましたが、今は米にかわる作物ではなくして、米自体を制限する国の政策になっております。先ほど申しましたとおり、太良町では米につきましては飯米農家ということで、国からの要請、国から県に参りますけど、その作付の範囲内で十分対応できているという状況でございます。

○7番（見陣泰幸君）

今まで質問しましたけれど、国内の輸入量、国内の生産量、この状況を見て全般的に太良

町の農業について行政としてはどういう考え方を持っておられるのか。また、今後の対策はどのように考えておられるのか、質問します。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

ただいまの太良町の農業についてでございますが、太良町の農業の現状につきましては、2005年の農業センサスによりますと、耕作面積が1,180ヘクタールでございます。また、耕作放棄地も166ヘクタールほどございます。農家戸数は1,002戸でございます、そのうちに30アール以上の耕作農家数812戸、うち専業農家が238戸、第1種兼業が161戸、残りは2種兼業及び自給的農家で占められている状況でございます。

年齢別の農家構成は、30歳以下で59人、50歳以下で302人、逆に60歳以上は954人、特に65歳から75歳までが506人と、非常に高齢化が進んでおります。

現在、町内で農業が維持されている優良農地のうち、どこが将来的に残っていくか、あるいは耕作放棄地については県、町、農協で協力して進めております。簡易放牧によって再生可能なよみがえらせる活動を繁殖農家と協力して行っているところでございます。大浦地区にモデル圃場を設置して普及活動をしております。

国のほうでは品目横断的経営安定事業、いわゆる対象品目を米、麦、大豆の価格補てん対策で事業を進めるようになっておりますが、これにつきましては、集落営農が20ヘクタール、あるいは認定農家は4ヘクタールとかいうことで、非常に限られた農業者しかできないというような状況でございます。町内の農家がちょっと利用できるような制度には今のところなっておりません。

町としましては、今後は議会と相談しながら町単独の事業で小規模で園芸対策、あるいは畜産対策等を施策として続けてまいりたいというふうに思っております。特に、今後の対策であります、県、農業団体と協力して新規参入、または団塊の世代の方の受け入れなど、あらゆる農業参入者の可能性を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

今、大浦のほうにモデル圃場をとということでしたけど、モデル圃場の作物の品種についてはどういったものがありますかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

これは、その前のほうで言いました簡易放牧等のモデルということ、そういうような圃場を耕作放棄地の実験的な圃場ということとしておるとのことでございます。

○7番（見陣泰幸君）

そのモデル圃場の作物についてはまだ実施をしていないということですか。

○農林水産課長（高田由夫君）

はい、そのとおりでございます。

○7番（見陣泰幸君）

今、集落営農のことが出ましたけど、これについては20ヘクタールということですけど、太良町には当てはまらないと。これについて太良町でも何かそういった団体でできるものは今ありますか。また、考えておられるのが何かありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

集落営農につきましては20ヘクタールの規模でございますけれども、これは太良町の場合が中山間地域ということで10ヘクタールということの特例を受けられます。これでも10ヘクタールでもなかなか対象作物が米、麦、大豆ですので、ちょっと先ほど申しましたように太良町にはそぐわないと思っております。ただし、それにかわるものとしてといたしますか、先ほど町長述べました中山間地域直接支払ということで、太良町は中山間地域でありますので、その辺の集団的なものの農業の維持、農村の維持、あるいは農地の維持というようなことではもう既に実施をしているところでございます。

○7番（見陣泰幸君）

はい、わかりました。

以前にも今まで何品種か農業のほうにも野菜かそういったものを指導されましたけど、今まで指導されたもので何か長く続いているものがあるのか、今後どういった品種を推進していこうかという考えがあればお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

現在、作物につきましては多種多様ございまして、特に農協等につきましては、先ほども出ましたけど、カボチャ等も積極的に推進なさっておりますし、イチゴ等につきましても太良町のほうには優秀な農家がそろっておりますので、このまま伸ばしていくというようなことで、あと農業団体と今後の作物選定等については、生産者、それから農協等と十分協議しながら選定をしていきたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

次に行きたいと思えます。

農産物の輸出について答弁をもらいましたけど、JAは合併をして行政は単独と、把握するのが難しいと思えますが、農産物の輸出に対する県の動き、あるいは考え方が、方向性といえますかね、わかれば教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

県の流通課のほうにお尋ねをしましたところ、輸出品目につきましては海外バイヤーの招聘とか、それから試食とか、そういうようなことで事業を実際組んでおられますので、それを県のほうでは活用をしていますというようなことを聞いております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

バイヤーと相談してということでしたけど、今現在、牛肉などが、伊万里のナシなどが少量輸出をされていますけど、今後こういったものが量的にはふえる可能性はありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

なかなか輸出管理につきましては、役場としましては農業団体等にお聞きしながらやっていくしか、今のところちょっとどういう方向かということはお答えできませんが、ただ、先般、台湾へのミカンの輸出でニュースで載っておりましたとおり、Jポンというようなことで、県自体でそういう後押しをするというようなことを今やっておられますので、そういう産地と県と協議会等をつかった事業でなさっていると考えておりますので、農業団体と大きな大局的な考え方でやっていかれると思っております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

次に、地産地消についてですけど、町として大分努力されているとは思いますが、太良町の現実はまだまだといった状況だと思います。今後の対策は何か考えておられますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

地産地消ということでございますけれども、地産地消につきましては、県のほうでも学校給食あたりに2分の1を補助するというようなことで平成14年度、15年度にそういう事業がなされております。これを機に町のほうでも給食センターの町内産の食材をできる限り利用されていると聞いております。

また、別の考え方では、町内にあります農産物直売所の活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

現実的に今のところそれくらいですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

はい、そのように思っております。

○7番（見陣泰幸君）

2番目の質問に入りたいと思います。

国の事業でミカン改植基金事業について、もう少し詳しく質問したいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

国による改植事業の件でございますが、これは国のほうで新しい果樹対策ということで、需給調整強化のために果樹需給安定化対策事業に加入している出荷団体の指導による計画的な生産出荷をするため、果樹産地構造改革計画という計画をみずから策定し、事業を実施することが要件となっております。事業主体は、果実基金協会への生産調整の計画の出荷収量配分を受けた出荷団体であること。また、平成18年度中に果樹構造改革計画を策定していることが条件となっております。

事業の内容でございますが、改植高接ぎ等の事業に要する経費のうち補助金相当額を国から中央果実基金に交付され、さらに中央果実基金から佐賀県果実基金協会へ交付されます。いわゆる通常である補助金でありますと、国、県、町を通ってきますが、この基金利用ということになりますと、協会から直接事業実施体のほうに補助金が基金として交付されるというような事業でございます。太良町では現在、元のJAたらでございますけど、JAの多良地区と果実農協が実施をしておられます。平成17年度及び18年度の実績では、両方合わせて33ヘクタールが実施されております。

以上でございます。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、この改植基金については、個人でされている方たちにはちょっと枠外ということとで考えていいんですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

個人の方ということは、個人出荷協議会というようなことだと思いますけど、現在、事業実施できる団体というのが、出荷施設を持ってあって、先ほど申しましたように産地構造改革計画を策定しているということで、要件的にちょっと合わなかったということで、2つの事業実施体で、対象外ということで御理解願いたいと思います。

○7番（見陣恭幸君）

次に、県の事業で、さが畜産自給力強化対策事業についての内容と、先般、キャトルセンターということが出てましたけど、キャトルセンターがどういったものか、少し詳しく教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

最初のほうの、さが畜産自給力強化対策事業の内容でございますが、事業実施体が畜産農家で2戸以上でございます。事業内容につきましては、和牛繁殖のための施設の整備、あるいは自給飼料の生産に必要な機械等の導入が対象でございます。補助率につきましては、県が3分の1、町の義務負担が10分の1でございます。採択要件としまして現在の飼養頭数を3年後には8頭増頭するというような牛の増頭が条件となっております。

キャトルセンターのほうの内容をということでございました。お答えします。

子牛の共同育成施設のことをキャトルステーションということで呼んでおります。繁殖農家が三、四カ月の子牛、もう乳離れした子牛をキャトルステーションで預かるというような制度でございます。市場に出荷するまでキャトルステーションのほうで飼養いたします。いわば保育園のような施設でございます。

そのメリットとしては、統一した飼養管理により子牛の発育が均一になり、子牛を飼う、肥育農家といいます。そちらから均一した子牛ということで高い評価が得られるということと、子牛を預けることでその飼養農家、畜産農家の労力が軽減できると。それから、預けることによる空きスペースによりまして、親牛をふやすことができるというようなことで、増頭と経営安定対策が図れるというような施設でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

さが畜産自給力強化対策事業についてですけど、今、太良町で現在この事業を使用している方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

ちょっと18年度の資料しか持ってきておりませんが、平成18年度につきましてお答えいたします。

平成18年度につきましては2事業実施体がございます。風配と川北のほうで2戸以上で組合をつくっておられます。その事業内容でございますけれども、風配地区については、牛舎を1棟建てておられます。142平米でございます。それから、川北地区飼料組合ということで、もう1つのほうは2名の方でつくっておられます。これにつきましては飼料作物の収穫機械とロールベラ1台、それから梱包のマシン、ラッピングマシン1台、その附属品ということ、この事業を18年度は実施いたしております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

18年度の前はどうか、状況は。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

この事業につきましては、事業名がいろいろ変わっておりまして、主に申しますと、畜産農家、太良町の場合は大体多頭飼育の方、あるいは高齢者の方いろいろおられますけれども、大体飼料作物を集めるためにどうしても労力がかかるということで、ほとんどの大きな農家の方はこの飼料作物等の収穫の機械、あるいはラッピングの整備をこの事業で行われております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

キャトルセンターについてですけど、今、協議されていると思いますけど、大体どれくらい生産者と話し合い進んでいるか、そこら辺の状況をちょっと教えてもらえますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

現在のところ、まず話し合いをする前に、キャトルセンターというのは、老岐市というところにキャトルセンターが現在稼働をいたしております。そこにまず畜産農家はどのような施設なのかということで研修しようということで、大体畜産農家の7割ぐらいの方はもう既に見ておられます。

それから、現在どのような段階かということでの質問だと思いますけれども、まだこういう施設を太良町に導入した場合、本当にいいのかどうなのかというようなことの太良町肉用牛検討委員会というのを5月に1回立ち上げて話をしております。それから、それと並行して、先ほど申しましたように先進地を実際のキャトルセンターを実際視察に行くというようなことを今している段階でございます。

今後のスケジュールとしましては、検討委員会のほうではまだ、農家の方は先ほど言いましたとおり視察も7割程度はもう終わっておりますけれども、まだ検討委員会のほうでも視察を計画いたしております。それから、12月ぐらいになるとと思いますけれども、全体的な研修会を1回開こうと思っております。それから、実際キャトルセンターはさっき保育場みたいな施設と申しましたけれども、実際アンケートを実施して預ける方がいるのかというようなことで、アンケート調査も年明けには計画いたしております。それから、また検討委員会をあと2回程度ということで、十分な検討の時間をとってキャトルステーションの導入設置についての検討を現在、あるいは今からずっとやっていくという段階でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

畜産農家が老岐市に7割ぐらい視察に行っておられると聞きましたけど、その賛成、反対、こういった方向で今進んでいるというか、生産者の考え方はこういったものですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

キャトルセンターがどういうものか、最初に見るまでは皆さん話で聞くだけではなかなかわからないわけですけども、行った感触では、ああ、こういうのがあったがいいなというような話は聞いております。ただ、慎重な意見もございますので、まだアンケートとか実際とっておりませんので、行かれた方はよかったという表現の仕方をする方もおられますし、あるいは慎重な意見をされる方もおられるということでございます。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

反対の方もおられるということですので、1回失敗したところもあると思うんですよ。そういうところは視察しておられますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

まだ視察しておりません。今後、検討していきたいと思います。

○7番（見陣恭幸君）

やっぱり失敗したところも参考のために視察をしていただいて、生産者の方とじっくりと今言われたように話し合いをして協議をして、基本から取り組んでもらいたいと思います。

そして、最後になりますけど、町長にお願いですけど、太良町には太良町に合った政策があると思います。行政としても大変忙しいとは思いますが、これから先現場で働く生産者ですね、現場の方たちの声をできるだけ多く聞けるようなそういった場をつくっていただきたいと思いますが、この考えについてどうですかね。

○町長（岩島正昭君）

生産者との語る場をということでございますけれども、2月に就任して以来、各種部会、あるいは任意の組織、個人の出荷者協議会とかいろんな方とお招きをいただきまして、ほとんどが率先して現在出席をさせていただいております。

生産現場の方々からの生の声を聞くことは、あるいはまた出荷団体、市場関係者からの厳しい御意見も実際聞く機会がありますので、今後とも時間の許す限りお招きをいただいた件につきましては率先して出席をしていくつもりでございます。

実際もう、私も通常から言っていますように、机上での論法よりは実際生の声を聞くということをモットーにしておりますから、極力出席したいと思っております。

以上でございます。

○7番（見陣恭幸君）

お願いします。

それで、担当課長にしても忙しいとは思いますが、やっぱりこっちから幾ら言っても、生産者の方から言われなければ行かないということもありましょうけど、こちらからも進んでそういう場に行かれるような機会を何か考えていただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者久保君、質問を許可します。

○8番（久保繁幸君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、有明海再生と太良町町立病院運営についてお尋ねいたします。

まず、有明海再生についてであります。我が町の基幹産業であります農林水産業を活性化することが、太良町を元気にすることと思っております。その1つであります水産業の有明海についてお尋ねいたします。

有明海で8月上旬から下旬までの間、平成に入ってから最大規模の赤潮が大量発生し、閉鎖的な海がしょうゆ色となり、有明海を代表するムツゴロウ、グチ、クチゾコ、アサリなどの魚介類が大量に死滅し、今にも死の海と化す状態にある有明海であります。赤潮が一番ひどく感じられたのは、8月20日過ぎではなかったかと思えます。長崎県側はもっと早い時期がピークだったと聞いております。

このような状態になった原因について、新聞、テレビ等の報道であります。台風の大雨で川から流れ込んだ栄養塩、いわゆる窒素ですが、窒素がふえた上、猛暑で水温が上昇したためにプランクトンが増殖し、条件がそろい、赤潮が発生したとのことであります。私は疑問を持っております。諫早湾干拓の潮受け堤防の締め切り、いわゆるギロチンと言われていたものでございますが、潮の流れが変わり、また、遅く弱くなり、汚れた水が動かず消えにくくなったのではないかと思います。潮の流れが早ければ赤潮を終息させるのは早くなるのではないかと考えます。

また、赤潮発生には生活排水対策等の問題もあると思えます。そこで、有明海を再生するために、次のことについてお尋ねいたします。

赤潮の発生メカニズムと防除策はどうされているのか、赤潮発生が諫早湾干拓の締め切りや生活排水対策の漏れが起因としていないか。海底耕うんが行われましたが、今までの実績と結果、また、今後はどのような計画をされておられるのか。3番目に、JR振興策の中の一つに上げられておりますカニの蓄養試験の支援事業がありますが、具体的にどのような方法を考えられているのか、場所、期間、費用、それとだれが行うのか、また、放流事業に関して今後どのような計画をなされておられるのか、まずお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の1点目、有明海再生について、1番目、赤潮発生のメカニズムと防除策の質問についてお答えします。

赤潮も種類によっては問題のない小型珪藻類もありますが、水産物に悪影響を及ぼす赤潮は2種類あり、秋から冬に発生し、ノリ養殖に大きな被害をもたらす大型珪藻、リゾソレニアと言うとですけど、の発生は、有明海の塩分量が高くなったとき、かつ高い日照条件下と

いう特殊な条件下で発生すると考えられているものと、夏に発生し、魚介類に被害を与えているシャットネラ赤潮の発生は、富栄養化と貧酸素水塊が関係して発生する2つの赤潮があると、有明海・八代海総合調査評価委員会報告書に記載されております。

防除策については、一たん発生した場合、現在のところ、人為的に赤潮を終息させる方法の見地はないということがございます。毎年、夏に発生するシャットネラ赤潮の予防策としては、貧酸素水塊の形成を抑えることが重要であるとされております。

次に、諫早湾締め切りが最大の原因とは考えないかとお尋ねですが、有明海・八代海総合調査評価委員会報告では、高度成長期における川砂の多量採取、外海の潮位の上昇傾向、長期的な水温の上昇傾向等、多くの原因が考えられるため、諫早湾干拓の影響については、潮流の流速の低下等の記載はされているものの、定量的な評価はなされております。

次に、生活排水対策についてお答えいたします。

県が策定している有明海再生に関する佐賀県計画の中で、生活排水の改善については、公共下水道、集落排水、合併浄化槽整備計画が定められてあります。本町でも下水道等整備基本構想検討委員会を7月に開催し、下水道等整備基本構想の見直しについて審議していただきました。その結果、太良町全体を現在実施しております補助制度を活用して、合併浄化槽を設置する方向で決定したところであります。なお、細部について、今後検討委員会で審議していただくよう考えております。

生活排水と赤潮との因果関係は、現在のところはっきりしていませんが、生活排水が浄化槽できれいな水を排水することが赤潮制御の一環になるものと考えられますので、今後とも家庭用合併浄化槽の普及を推進してまいりたいと思っております。

2番目の底質環境を改善する海底耕うんの結果はどうであったか、また、今後の計画についてお答えいたします。

平成16年度に、旧多良漁協のモガイ漁場208ヘクタールを8,000千円の事業費で、平成18年度には旧大浦漁協のモガイ漁場178ヘクタールを6,500千円の事業費で海底耕うん、清掃を実施しております。海底耕うんによるごみの量は、平成16年度及び平成18年度の合計で、木、竹、廃プラスチック等の産業廃棄物5立方メートル、空き缶などの一般廃棄物は町のごみ袋で144袋分の清掃が行われました。海底耕うん、清掃の実施により、底質中の有機物の分解による海底の浄化を促進させ、主としてエビ、貝類漁場においてその効果が大きいと思われまます。

平成19年度海底耕うん清掃事業は、国740ヘクタール、県850ヘクタール、合計で1,590ヘクタールを計画され、一部は既に実施されております。

3番目の増養殖施設等はどのように考えているかの質問の振興策でのカニの蓄養場計画はあるか、具体的な方法はどのようなものかについて、お答えします。

漁協が実施主体となり実施予定の事業で、毎年9月から10月に漁獲されるガザミのうち、

軟甲ガザミは20%を超える割合というデータがあります。漁協が雌の軟甲ガザミを漁家から購入し、1月から3月のガザミの漁獲が少ない時期に、品質の向上したガザミを販売することにより、軟甲ガザミの有利販売を促進する計画であります。実施予定場所は、ノリ糸状体培養場裏の漁協所有の養殖施設跡地を中心に、約9,000平方メートルの広さで、構造は50センチ程度の水をため、囲い網式の施設の蓄養場であります。補助事業で設置するため、事業計画書の作成が必要となりますので、計画書には基本的な蓄養のデータを示す必要があります。

現段階ではデータがないため、平成19年度から蓄養試験を実施し、蓄養の適性密度、需要の種類による価格と品質との関係、蓄養労務の把握、蓄養施設の構造等についてのデータを採取する計画であります。

次に、放流事業は今後どう計画しているのかの質問にお答えします。

有明海地域の水質資源の維持拡大を図るため、町の独自策として平成7年度から平成18年度まで23,253千円の支援を行ってきました。平成19年4月に、佐賀県有明海漁業協同組合への合併を機に、大浦漁協栽培漁業センターは本所直轄の運営施設となり、町の支援の直接の受益者が町民に限定されなくなったため、本年度から運営費補助金については廃止を検討しているところでございます。放流事業については、例年同様に、ガザミ、コウライエビ、ヒラメ等の放流の計画がなされております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

赤潮の件からお尋ねしていきますが、私どもの町、漁船漁業が多い町であります。冬場の赤潮発生よりも、夏場の発生が問題であります。今回の赤潮は、最初は植物性プランクトンのシャットネラが発生し、後半にはアカシオとジャイロという2種類に変わったそうであります。

シャットネラは、魚のえらに付着し、活性酸素で呼吸器を破壊させ、窒息死させるそうですが、後半発生したアカシオとジャイロは、無害ではあるそうですが、このアカシオとジャイロは繁殖後、被害に遭って海底に沈めば、バクテリア分解の際に海水が低酸素状態になり、増殖が進めば海底の魚介類の死滅が起こるそうであります。

この赤潮発生は、自然現象でいたし方ないでしょうが、しかし、昔からしますと、赤潮の滞在日数が、いわゆる長い期間赤潮が消えない。その理由として、私が考えますのは、諫早湾干拓の締め切りによって調整池でできた汚水を排出させ、締め切りで流れが弱く遅くなったことが、有明海に赤潮を発生させ、なかなか終息するのを遅くしているのではないかとというのが私は現状ではないかと思えます。

また、人為的に赤潮を終息させる方法はないとのお答えでございますが、ギロチンは人為的につくられたものであります。この問題を解消させるためには、排水門を常時開放させる

べきと考えております。現在、国、県等への中・長期開門につきましては、意見書、陳情書等の提出はなさっておりますが、太良町として長崎県側への意見書や話し合いを持たれてはというふうに考えておりますが、この辺はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

この件につきましては、今後の検討課題といたしたいと思っております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

重要な検討課題の中に入れていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次に、赤潮の生活排水についてでございますが、もう1つの海を汚す要因と考えております生活排水の対策の件でお尋ねいたしますが、我が町では、ことし7月下水道整備基本構想が見直され、補助制度を活用して合併浄化槽設置を決定されました。漁業農業集落排水では莫大な費用がかかりますので、私としても合併浄化槽設置のほうがよいのではないかとこのように考えておりますが、我が町の普及率を見ますと、県内23町ある中で、後ろから3番目の普及率であります。

県の平均普及率が64%に対し、本町は23%、全国普及率は82%で、県平均の半分にも満たず、全国平均の3分の1以下の普及率にとどまっております。今年度5人槽3基、10人槽17基の計20基を8,049千円の補助金計上ですが、今年度20基設置してしまっても設置戸数は幾らになりますか、まず設置戸数から教えていただきたいと思っております。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

浄化槽につきましては、平成4年より補助を行っております。平成18年度末設置基数が327基となっておりますので、平成19年度設置しますと、合計で347基の設置基数となります。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

347基。これから残りがあと3,000を切りますよね。このまま現状のままで毎年20基ぐらいずつの設置数で、全国平均になるまではどれぐらいの年数がかかりますかね。今347基、この推移で20基ずつというふうにいけば、何年ぐらいかかりますでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

設置基数では、あと1,900基ほどの整備をしなければいけませんので、年数にしましては95年ほどかかる計算になります。

以上です。

○ 8 番（久保繁幸君）

95年ですね。このような計画では、環境もですが、いろいろな面で大変だと思います。県の汚水処理整備構想では、2010年度末に普及率を74%に策定されておりますが、財政の厳しさはわかっておりますが、少なくとも県水準までは持って行ってほしいのですが、今後、この基数、今年度は20基ですが、今後はどのような基数を予定されておられるのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

今後の整備計画といたしましては、現在、下水道等の整備計画の見直しを行っておりますので、町長の答弁でもありましたように、浄化槽の整備の推進に当たっては、細部的なことを今後検討委員会のほうで御審議いただくように計画いたしております。

以上です。

○ 8 番（久保繁幸君）

95年は長過ぎます。95年、私どもとても生きておりませんが、やはり、県のほうでも構想を持っておられる、それになるだけ近くなるような検討をされますようお願いをいたしたいと思います。

次に、2番目の海底耕うんの件についてお尋ねいたしますが、海底耕うんをした結果、エビや魚介類の漁場において、その効果は大きいとのお答えであります。現在、クルマエビ漁は最盛期であります。けさほども上がっておりますが、きのうから大体潮の加減で出ておりますが、現在、以前と比較してみたくさんとれているような状態ではありません。また、貝柱、いわゆるタイラギの視察が現在行われておりますが、立ち枯れ、立ったまま死ぬのを立ち枯れと言うそうでございますが、そういうものが多く、ことしもそう期待はできないのではなかろうかというふうな漁師さんの話であります。こういうヘドロの堆積が厚く、もう貝が生きる状態の海底ではないというふうなことを言っておられました。ことしも海底耕うんの、多分もう終わったと思うんですが、今までの実績と結果はどうであったか。また、今後、県、国にどのような要望をされていく予定か、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

平成19年度の実績でございますけれども、7月、8月に県と国で行われております。7月が県の実施による事業でございます。7月12日から7月20日まで、実働6日間行われ、船にいたしまして387隻が出ております。その実績でございますが、木、竹、廃プラスチック等で9立方メートル、それから一般廃棄物は町のごみ袋で132袋の実績が上がっております。

次に、8月の実施でございますが、国の事業によって実施されております。8月27日から9月3日まで実働8日間でございます。381隻出ております。この事業につきましては、まだ事業が終わったばかりでごみ等の収集積算が出ておりませんが、まだ野積み状態でありま

す。県の事業より少なかったとお聞きいたしております。ごみを除いて、実働14日間で768隻が事業を実施されております。

今後の計画でございますが、平成20年度に県の事業で400ヘクタールを計画されております。今後の要望でございますが、漁協と協議して要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

7月の海底耕うんは、網をつけて袋をつくって海底耕うんされたと聞いております。9月の海底耕うんは、その袋をつけずに海底を耕すといえますか、そういうふうな方法でやったというふうに聞いておりますので、多分、8月分につきましてはごみは上がっていないのではなかろうかというふうに考えておりますが、それはまた後ほど教えていただければ幸いです。

それでは次に、蓄養についてでございますが、カニの蓄養と放流事業であります。蓄養場所につきましては、元の養殖施設の跡地利用であり、秋口の雌のヤワラの蓄養で今年度から試験実施をするという報告ですが、その密度、えさ、労務、またどのような構造か、そのデータを採取とのお答えでありましたが、どのようなデータ集めをされる予定なのか、それをまずお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

試験の内容でございますが、屋内試験と、それから屋外試験というふうに2つの方法を考えております。屋内での試験の中で、先ほど申されました密度でございますけれども、水槽を3つに分割いたしまして、カニを3匹、5匹、8匹とそれぞれ1つの水槽を区分して、その平米当たり何匹が適当だろうかというような試験が密度試験でございます。それから、えさにつきましても、モガイ、イカ、ナルトビエイ、ハダラ、コノシロと、いろいろございますので、その単価等もいろいろ考えなければいけないし、あるいはカニのみその色とか、えさの種類によっても色が違うというようなことを聞いておりますので、その辺の試験をえさの試験というようなことで考えております。

それから、構造でございますけれども、野外のほうにおきまして、その予定地のところで2.5メートルの水槽を2つ埋め込みたいと思っております。干潮になっても水深が50センチ程度残るやつと、それから、干潮になれば水深ゼロと、同じ砂だけになるというような方法で。それで、データどりとしましては、先ほど言われました水温とか、それから、実際どのようなカニが本当にその海峡で、すぐ近くでございますので、実際予定場所でカニがどのような状況になるのかというようなことを考えております。

それから、この試験につきましては、県の水産振興センターのほうの助言を受けながらやっていくつもりでおります。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

今、その蓄養の件についてお答えなんですが、とてもじゃないですけど、それではカニはできません。はっきり言っておきますが、まず水深からいきますと、冬場の霜がおりるとき、外気と一緒に温度になりますので、もうこの状態になりますと、カニは足をぼろぼろ取って死にます。これは絶対死にます。それと、光の光合成もあります。50センチですと、カニは普通とってきたすぐなんかは緑色にしておりますが、その光が当たれば、炊いた時点でいつものきれいな色じゃなくて、白けた色になります。だから、光の光合成のために、これは多分商品価値はないと思います。

それと、先ほど網式でやられるということでしたが、冬には砂の中に潜りますので、網式ですと、今さっき言いましたように、水温の関係で絶対死にます。それと、えさなんですが、えさはいろいろ食べさせてみてもわかると思うんですが、えさも1つだけでなく、今コノシロとかなんとか、モガイとかいろいろ言われたんですが、それは1つずつ食わせてもらってよろしいと思うんですが、1つには、いろいろまぜたやつを食わせてみる方法もとられたほうがいいんじゃないかと。そして1つは、イカはやめていただきたい。タコはいいんですが、イカをやめていただきたいというのは、イカを食べますと、普通卵はピンク色をしておりますね、褐色の。それが、イカだけ食べさせたやつは卵が白くなります。こういうのもありますので、この辺のことはいろいろ注意していただきたいところで申し上げたんですが、まずは、私どものところよりも蓄養が盛んな天草あたりの視察でもぜひやってみてからというふうなことがいいんじゃないかというふうに思います。

これに、今発表された屋外、屋内、また、今構造的に直径2.5メートルのところではさると言われてますが、これは商品価値になるやつは絶対できないと思います。だから、まずは本年度からという予定でございますが、一遍やってみられても結構だと思うんですが、その前に、詳しくやはり先進地の天草あたりにでも訪ね、勉強視察、そういうとをやられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

試験をする前にいろいろ御指導いただき、ありがとうございます。実は、天草のほうの先進地の件でございますが、今年の8月に、前町長の百武町長、それから県の水産関係の職員と研修をいたしたところでございます。えさ、曝気の実施、雄雌の別飼い等、天草を参考にして、それから先ほど議員御指摘のとおり、冬場のカニ等の状況を考えまして、今後実施について検討をいたしたいと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

十分検討されて、十分経験されたほうがよろしいかと思しますので、この辺は十分勉強していただきたいと思います。

また、次に放流事業でございますが、放流事業に関しましては、今年度から佐賀県の有明海漁業協同組合になったということで、運営補助については廃止を検討されておりますが、放流事業は行っていかれると理解していいんでしょうかね。この今までのように、カニ、コウライエビ、ヒラメの放流、今後どの程度の放流を計画なさっておられるのか。また、最近どのような数の放流をなされているのかわかれば、教えていただければと思いますが。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

運営費補助につきましては、議員おっしゃったとおりでございますが、平成19年度は廃止のほうで検討いたしております。

放流事業につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、佐賀県有明海漁業協同組合の直轄運営になりましたので、カニ等を中心に放流されると聞いております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、その種類はわからないわけですね。私がことし聞いた分が、私もカニ関係の仕事でございますので、カニの匹数は聞きました。650万匹を放流したというふうに漁協の職員さんから聞いたわけですが、先ほどコウライエビとかヒラメとかの放流もやっていくというふうな計画ということでお答えをいただいたんですが、このコウライエビ、最近見なくなったような感じなんですよ。これも放流をされておられるのか。課長がわからなければいいんですが、このコウライエビが最近少なくなったから放流をしているのかなというふうに私は日ごろ感じているんですが、コウライエビのほうも放流ということですが、その辺わかりましたら、教えていただければ。

○農林水産課長（高田由夫君）

漁協のほうに問い合わせをいたしておりました。コウライエビにつきましては、もうこのごろは議員御指摘のとおり、放流の実績が今のところは上がっていないということで、ただ計画では、できたら放流をする計画だというふうにお聞きしております。

ちなみに、平成18年度につきましては、カニのほうで251万9,000尾ございます。それで、平成18年度につきましては、カニのみの放流実績ということで聞いております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

いい運営ができ、放流ができますことを祈って、有明海再生については終わらせていただきます。

次に、太良病院運営についてお尋ねをいたします。

第3次太良町総合計画において、「安心・たらー健やかな福祉のまち」として、保健、医療の充実がうたわれ、地域の中核病院として、多様化する患者のニーズと医学、医術の進歩等に対して、医療サービスの内容及び地理的環境の要因から総合的に検討された結果、ベッド数を46床から60床へと変更し、昨年4月1日にオープンした町立太良病院であります。計画段階ですが、経営数値を上げるために、町外の医療機関を利用している町民患者の流出防止を図り、職員一人一人が経営感覚を持って日常業務を行い、日常的な費用削減について努力をするというふうに建設計画時にはうたわれておりましたが、次の点についてお尋ねいたします。

1つ目は、患者の満足度はどうか。2つ目に、当初立案された損益計算書どおりに運営できているか。3、危機管理体制はどのようなシステムになっているのか。4つ目に、昭和61年に救急告示病院の指定を受けられておりますが、高度医療機関との連携と救急告示はどのように行っておられるのか。5番目に、今年度も基本健診が終了いたしました。疾患の発見はどれくらい発覚したかをお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の町立太良病院の運営に関する質問については、太良病院の院長に答弁をいただきます。

○太良病院長（古賀俊六君）

2点目の町立太良病院の運営についてお答えします。

1番目の患者の満足度はどうかという点ですが、平成12年度に実施した病院経営診断において、患者様アンケートを実施したとき、町立太良病院に対する要望のうち、ハード面に関しては、施設、設備の改善ということが上げられていました。この点については、病院新築を行ってかなり改善されていると考えております。また、ソフト面での職員の患者様へのサービスやマナーに対する課題が上げられておりました。これについては、接遇研修、あるいは管理職研修を実施し、ある程度の成果を上げることができているのではないかと考えています。さらに、常時「皆様の声」という投書箱ですけど、そういうアンケートを実施していますが、お褒めの言葉もあり、またおしかりの言葉もありという状況で、満足されている方もあり、満足されていない方もあるというところではないかと思っております。

いずれにしても、患者の満足度については、よい病院と言われるための最も重要な問題と考えております。これからも患者様が満足される病院を目指して頑張っていきたいと思っております。

2番目の当初立案した損益計算書どおりに運営できているかという点ですが、主な比較を申し上げますと、医業と医業のほかの介護保険関係の事業を含めた総収益は、当初計画では866,519千円です。実績は609,916千円で、当初の計画よりも256,603千円の減となっております。また、総費用は、当初計画では944,137千円、実績は777,301千円で、当初計画よ

り166,836千円の減となっております。それから、特別損失の計画額は71,677円、実績額は149,336千円で、当初計画より77,659千円の増となっています。

その結果、純損失の当初計画は100,860千円でしたが、実績は272,149千円となっており、約170,000千円の誤差が生じております。

3番目の危機管理体制ですが、防災、災害を防ぐ、防犯、犯罪を防ぐ、医療事故防止対策を申し上げます。

まず、防災につきましては、年2回、9月と3月に火災避難訓練を実施しています。防犯については、不審者の侵入や認知症患者さんの院外への外出を防止するために、午後7時には時間外出入り口1カ所を除き、全館の出入りを閉鎖しています。

医療事故防止対策については、毎月1回、医療安全対策委員会を開催し、1カ月間に発生した事故であるとか、あるいは事故に至らない「ひやっ」としたとか、あるいは「はっ」としたというような事例について、いわゆるヒヤリ・ハット事例を各科から提出してもらい、その内容であるとか原因、あるいは防止策を検討し、みんなで情報を共有して実行に移しているところであります。また、年2回、9月と3月に全職員を対象とした医療安全対策研修会を実施しております。

4番目の高度医療機関との連携についてです。

当病院で対応できない患者様については、高度医療機関へ転送しております。その転送先は、主に国立嬉野医療センター、佐賀大学医学部附属病院、国立長崎医療センターなどあります。

5番目の基本健診の疾患発見がどれぐらいあったかという件ですが、ことしの7月、8月の基本健診総受診者数は966件でした。その結果の主な検査項目の異常値を申し上げます。

主に生活習慣病と言われる異常値になるわけですけど、血圧では70の方が要指導、要指導というのは、高血圧ではないけど、高血圧に近くて注意が必要だという意味ですけど、70人が要指導、305人が治療が必要で高血圧だと。それから、コレステロールは180人が要指導、128人が要治療、高脂血症、中性脂肪が多い方ですけど、113人が要指導、38人が要治療、それから、心電図の4人が要観察、99人が要指導、52人が治療が必要であるということです。それから、貧血は139人が要指導、54人が要治療、肝臓の機能については、2名の方が要観察、75の方が要指導、14人が要治療となっています。また、糖尿病の血糖値とか、ヘモグロビンA1cについては、124人が要指導、45人が要治療、それから、腎機能では9の方が要指導、3人が要治療、それから、白血球の異常は3人が要指導となっています。また、尿では161の方が要指導、2の方が要治療となっています。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

院長の初めての答弁、ありがとうございました。

まずは、お尋ねいたしますが、前からお聞きしておりました接遇、それから満足、収益確保チームですか、それは現在でもありますか。

○太良病院長（古賀俊六君）

はい、今でもあります。

○8番（久保繁幸君）

それでは、患者の満足度であります。ハード面に関しては、新築ですので、不満はないと思います。ソフト面での満足度であります。太良病院を利用された方から、私一人ではないと思うんですが、いろいろな不満を聞いております。簡単に言えば、注射を刺すのに5回も刺し直されたとか、また、小児科に孫を連れていかれたおじいちゃんからのお話なんですが、患者は2人しかいないのに30分以上待たされた。それで、診察が終わってから料金を払おうと思って待っておいたら、「何で長う待たすつとかい」と聞いたら、「子供はお金は要らんとよ」と言われて、「何で早う教えんとか」というふうなこともあったそうあります。やっぱり、おじいちゃん、おばあちゃんに関しては、就学前までの医療費負担がないというのを知らない方がいらっしゃると思います。そういう気遣いも必要ではないかというふうに考えております。

また、今さっき基本健診の数値を教えてくださいましたんですが、太良病院の検査結果が例年より違っていたので、ほかの病院で検査をしていただいたそうでございます。それで、ほかの病院で検査したときには、普通の年とあんまり変わらなかったんで、太良病院の検査結果を見せたところ、血液の記入ミス、夫婦で行かれたらしいんですが、そういうふうなミスも起こっております。そういうことを私どもに言われる方は「絶対もう太良病院には行かんばい」と、そういうふうなことを言われます。

私が当初提案いたしました太良病院の基本理念の中に、町外の医療機関を利用している人の町民患者の流出防止と、また職員一人一人が経営感覚を持って行うというふうなことからしますと、多少外れているような感覚もいたします。それで、今お客様の患者満足度というのはあるというふうにお答えになったんですが、満足されている方もあり、満足されていない方もあるというような院長のお答えなんですが、このような状況でよろしいんでしょうかね。満足されて帰られる方が90%であればよろしいんでしょうが、満足されていない方もおられるということなんですが、病院側としては、何%の満足で患者様がお帰りになっているのか、まずはその辺をお尋ねいたします。

○太良病院長（古賀俊六君）

接遇チームとか満足チームで話し合っ、そういう投書箱の中身を検討して、あるいは医療安全対策委員会の中でも、みんなで情報を共有して、みんなでまた自分の職場に持ち帰って検討して実行するというので、満足度も含め、患者さんから喜んでもらえるような病院をつくっていくようにやっておるところです。何%というのは、100%を目指してやっ

るとしかお答えできません。

○8番（久保繁幸君）

今100%を目指していると言われましたが、その100%になっていないので、こういうふうな不満が私どもに来るんですよね。だから、病院側として、自分たちが考えている中でどれくらいのパーセンテージで満足度を理解されているのか、そこをお尋ねしているんです。院長、いかがですか。

○太良病院長（古賀俊六君）

患者様一人一人に対して100%になるようにしていくということで、どの程度かというのはちょっと考えにくいんですけど。

○8番（久保繁幸君）

院長、最高責任者として、その辺は十分把握していただければ、今後太良病院というのも危機に至るのではないかと思いますので、今後、最高責任者の院長として、その辺は資料云々見なくてもいいように把握していただきたいと思いますので、よろしく願いいたしておきます。

それでは、平成15年か16年だったと思うんですが、経営診断を受けられましたよね。その際に、親方日の丸の見本と言われたことを覚えていただいていると思います。その体質、今は抜け切っておりますかね。言いにくいと思うんですが、平成15年か16年だったと思うんですが、親方日の丸の見本と言われたこと、以前の体質から変化ができてきているのか、その辺をお尋ねいたします。

○太良病院長（古賀俊六君）

確かに、新病院を建設する前にコンサルタントに見てもらったときに、そういう批判というか、体質を言われたことがありました。公務員であるということで親方日の丸と言われたと思っています。さっきも言いましたように、患者様に満足してもらおうということで、まずそういう各委員会なり、あるいは全員での協議会とかでそういう体質のないようにやっておるところで、まだまだこういう批判があることからも、私たち反省すれば、やっぱりまだ十分には抜け切っていないところが職員全員にある、そんなふうに考えております。

○8番（久保繁幸君）

十分、その辺も今後気をつけて遂行していただきたいと思います。

次に、時間がございませんので、急ぎ足で行きますが、損益計算についてであります。当初計画より収益が256,600千円減で、実績で270,000千円、その損失の理由と、また特別損失というのがどういうものか、まずお尋ねいたします。事務長でよろしいですよ。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、その2億なにがしの減ということですから、これにつきましては、当初、入院

につきましては、1日平均48人の入院を目指してやっておりましたが、これが実際は45.8人ぐらいに終わったということが1つ。それから、外来につきましては、8万人程度来ていただくという目標を掲げておったわけですが、現実には6万5,105人という数字で終わったと。それで、それに掛ける単価を実際平成18年度の決算で出してみますと、入院につきましては、1人平均24千円程度入る予定が21千円ぐらいで終わったこと、それから、外来につきましては、1人4,300円程度見込んでおったわけですが、これが1人当たり2,900円程度の収益で終わったというようなことが最大の原因として上げられると思います。

○8番（久保繁幸君）

特別損失は。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

それから、特別損失ですけれども、この特別損失というのは、いわゆる旧病院を壊したわけですけれども、その壊した病院の中に、通常、減価償却費というのは最終5%を残すことになっています。これは個人でも会社でも同じなんですけれども、その5%はずっと残っていくわけですが、その5%までまだ来ていない、未減価償却というのがあるんですけれども、いわゆるあと何年かまだ減価償却をしなくてはいけないという部分を壊したために落とさなければならなかったと。その部分が97,585,491円ということです。それから、その病院を解体した費用が51,750,882円ということになっておりまして、今の数字には関連した分も含んでおりますけど、それで締めて149,336,373円が特別損失として今回計上させていただいたということでございます。

○8番（久保繁幸君）

今お聞きした特別損失、これは見込み違いやったですか、当初から計画できたんじゃないでしょうかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

見込み違いでございます。

○8番（久保繁幸君）

時間がございません。急ぎ足で行きますが、今のような状態では、一般企業ですと即倒産ですよ。その辺十分お知りおきをしていただきたいと思います。それで、運営の損益でございますので、収益確保チームはどんな検討をされておられるのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

収益確保チームというのは、先ほど申し上げました入院と外来の平均単価が計画よりも安かったと、何で当初高い額をつけたかと申しますと、検査項目をもう少しこういうのをしましょうとか、それから入院につきましては、以前から申し上げておりますけれども、元3対

1から2.5対1という病棟の体制をしますとか、そういうことを申し上げておったわけですが、もう1つランクを上へ上げたらこれだけの収益が上がりますよとか、そういうものを検討するチームでございます。

○8番（久保繁幸君）

これは院長に尋ねます。院長、診療科目別の医療収支はわかりますか。最高責任者としての院長にお尋ねいたします。

○太良病院長（古賀俊六君）

資料をつくっておりません。

○8番（久保繁幸君）

最高責任者、経営者でございますので、そういうものは資料を見なくてもいいように、常に頭に入れていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、これもまたわからないかと思うんですが、科目ごとの目標を立てられておられますか。

○太良病院長（古賀俊六君）

その数字的なことは出しておりません。

○8番（久保繁幸君）

その辺も十分把握していただきたいと思います。

それから、次に行きますが、企業会計法での収益に対する人件費比率がおおむね決まっておると思うんですが、太良病院での人件費比率、幾らぐらいになっておりますでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

66.8%です。

○8番（久保繁幸君）

今の66.8%が太良病院でしょう。それで、企業会計法では幾らになっておりますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

企業会計法で定めてあるかどうかはちょっと私はわかりませんが、おおむね通常言われているのは、40%程度が正常な企業の人件費と、それが60%を超えてきたら赤信号になりますよという、そういう認識は持っております。

○8番（久保繁幸君）

十分、その辺は今後改善していくべきだと思います。

当初の計画書なんですけど、平成23年度には20,000千円ほどの黒字を出すというふうな計画をしておられますが、今まで聞いたお話ですと、不可能な回復ではなかろうかというふうに思っております。平成23年度までですね。それで、また返済計画も変わってくるのではなかろうかと思うんですが、この辺はどのように考えられておりますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今回、270,000千円程度の赤字ということだったんですが、その大部分につきましては、いわゆる現金が全く動かない特別損失ですので、現金の流れで見ますと、実質的には10,000千円程度の黒字が出ております。そういうことですので、お金が出たり入ったりする部分では、10,000千円ぐらいの黒字が出ておりますので、もう少し来年ぐらいまで見てみないとわかりませんが、一応何とかやっつけていけるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、平成18年度からもう黒字が10,000千円ということですか。それですと、その繰出金を入れなくてそんだけ出たのか、繰出金を入れてきたのか。繰出金というのも病院の特別交付税じゃございませんので、一般財源ですので、その辺を考慮してお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

繰出金を入れたところでその額が出ておるということでございます。

○8番（久保繁幸君）

ちょっともう時間ございませんが、ずっと赤字続きの病院であります。私はこれまでのような経営では先は大変なことになるのではなかろうかというふうに考えております。これは町長にお尋ねしたいんですが、アクションを起こすために、これをどうにか改革を起こすために、公的機関の総務省が行っているアドバイザー事業、コンサルタントですね、この辺を受けられることを提案したいのですが、どうお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

太良病院につきましては、地域の中核医療施設の位置づけということをやっておりますので、なくすわけにはいきません。来年度あたりで経営等に関する総務省のアドバイザー事業等をお願いしまして、今後の維持管理の運営問題について、その結果を見ながら、病院の運営委員会がございまして、そちらのほうで検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

4番通告者末次君、質問を許可します。

○9番（末次利男君）

議長の許可を得まして、3項目について一般質問をいたします。

まず1項目め、行財政運営についてを質問いたします。

質問の本旨に入ります前に、一言申し上げます。はや9月になりましたけれども、去る1月1日、前百武町長の突然の訃報から時間のいとまもなく、厳しい選挙戦を経られて、圧倒的多数で岩島町政が誕生いたしました。今日に至るまで約半年間、まさに日々息の抜けない苦勞の連続であると思います。そのような中で今議会の開催、終了後には18年度の決算審査を経て、来年度に向けた予算編成が待っており、年々厳しさを増す行財政運営の中に、公約の実現など岩島カラーを施策の中でどのように実現するのか、待ったなしの時期に差しかかっているということは必至であります。

前小泉総理の言葉に、改革なくして成長なしの名言がありますが、私的にも、分権時代を生き抜くためには大事な言葉であり、重く受けとめておりますし、町政を持続的に発展させる上においては避けて通れないことではありますが、その改革が一部の人のためにならならないし、大多数の町民が理解されてこそ、改革はなし遂げられると思います。住民の目線による改革なくして成長なし、まさに住民との協働の町づくりこそが求められていると思います。

そこで、質問の1点目は、地方分権に向けた関係法令の一括した見直し等により、三位一体改革、つまり国庫補助金、負担金の廃止、縮減、地方交付税の見直しや算定の簡素化、税源移譲を含めた税源配分見直しなど、一体的検討を図ることが推進されております。

平成17年度に策定された新地方行革指針により、地方行革のさらなる推進に向け、具体的改革の取り組みを住民にわかりやすく明示した計画の策定が求められております。

小規模自治体においても真の地方分権型社会を実現し、地域住民の声に真剣に向き合いながら、着実な改革によって行財政改革、効率化に努められることが待ったなしと思いますが、その改革の中身について質問いたします。

2点目に、行財政運営上、財源不足を生じた際の財源としての基金と起債の状況について。

3点目に、定額資金運用基金の実態について、以上3点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の1点目、行財政運営についての1番目についてお答えいたします。

行財政改革は財政の健全化、効率化を図りながら、地方分権に対応していくことと認識をいたしております。現在、国が推進する構造改革は、国家の財政再建の倫理が先行しており、

多くの地方自治体は自助努力により、生き残りの道を模索している状況にあります。平成18年3月に策定した行財政改革プランは、太良町が市町村合併を選択することなく、みずからの力で地方分権を実現するために作成したものであります。現在は、この計画に沿って順次行財政改革を進めているところでございます。

2番目の、行財政運営上、財源の不足が生じた際の、財源としての基金と起債の状況についてお答えをいたします。

基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、公債費の計画的な償還のための減債基金、特定の目的のために積み立てて、取り崩すことができる特定目的基金、特定の目的のために定額の資金を運用するために設ける定額運用基金があります。

定額運用基金を除く平成18年度末の基金の現在高は、一般会計で3,782,194千円、特別会計で446,057千円、合計で4,228,251千円となっております。

また、平成17年度の基金現在高と比較しますと、一般会計では122,613千円の増額、特別会計で36,191千円の減額、合計では86,422千円の増額となっております。

次に、起債の状況ですが、平成18年度の起債残高は、一般会計で4,804,273千円、特別会計と企業会計で2,484,183千円、合計で7,288,456千円となっております。また、平成17年度の起債現在額と比較しますと、一般会計で89,640千円の減額、特別会計と企業会計では4,661千円の増額、合計では84,979千円の減額となっております。これまで一般財源の不足に対する基金の取り崩しや起債の借り入れについては、必要最小限の範囲内で対処してまいりました。今後も行財政改革等の計画に沿った歳入の確保と歳出の削減に努め、基金の取り崩しや起債の借り入れについては総額的な抑制を図りながら、将来の財政負担に備え、有効かつ慎重に活用してまいります。

3番目の定額資金運用基金の実態についてお答えします。

定額の資金を運用する基金は、現在、土地開発基金、育英基金、肉牛飼育事業基金があります。平成18年度の基金残高は、土地開発基金が337,952千円、育英基金が貸付金を含み96,082千円、肉牛飼育事業基金は貸付金を含み93,088千円。運用基金の合計では、527,122千円となっております。土地開発基金については、最近では土地の先行取得等による運用実績はありませんが、今後、土地の購入が必要となった場合には、運用を図っていきたくと考えております。育英基金と肉牛飼育事業基金につきましては、毎年、育英資金や繁殖雌牛の貸し付けを行い、運用をいたしております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

まず1点目の、行革についてから質問をしたいと思いますが、平成18年の8月公表された地方行革新指針の中身については、一層の定員純減ですね、それから給与改革、市場化テストの積極的活用、公共サービスの改革などは、これは政府の骨太方針2006を踏まえたもので

あります。まず、これまでの行財政の仕組み、組織・機構を変えなければ、まずは目標達成に至らないじゃないかという考えがいたしますが、この組織・機構の改革等についての考え方は、どのように考えて実行されるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これまでの複雑多様化する町民の価値観や行政ニーズへの対応を行ってまいりましたが、現在の厳しい行財政状況で対応するためには、さらに組織の簡素化や職員の削減が求められていると思っております。その中で、私たちは限られた行政資源を有効に活用するために、住民主体、成果指向の行政、経営システムへの転換を図る必要があると思っております。このことから、全庁的な視点から、行政機構の抜本的な見直しを図りたいと思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

まだ答えになっておらんですよ。具体的にどういうことを考えているのかという質問ですよ。総論じゃございません。いついつまでにどのような改革をするという行程表があると思っておりますので、そこらを出してください。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、計画では、来年の4月1日には新たな組織を構築したいと思っており、今、鋭意検討している状況でございます。今年度の12月議会には組織・機構の見直し等も提案ができればということで、私たち役場の組織の中でプロジェクトチームで、鋭意検討を今重ねている状況でございます。

○9番（末次利男君）

来年の12月には公表するということですが、大体の骨格として、これまでにされているのは、18課を、給食センターを廃止されて、建設課と土地改良を一緒にされたということが、今されておりますけれども、今回の組織・機構の見直しの中での骨格としては、大体どういうことを目指すのか。全国的なことで、佐賀県はとにかく余り進んでおらんというのが実態ですけれども、やはりこういう1万人前後の町に16課も17課もあるところは、ちょっとまれにないですよ。ここはやっぱり集約して、やっぱり何とか機構改革をしてから、改革はその次だろうと思いますが、そこらは大体どういう規模で、今イメージできるということになれば、もう骨格はできておるといえますよ。どのくらいの範囲で機構改革を行おうとしているのか、そこらの考え方をもうちょっと突っ込んで答弁してくださいよ。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

本質的には行政の中で、支援部門、結果的には全庁的な調整等を図る観点から、具体的に

は本来ならば総務部門の集約とか、あとは実施部門、結果的には柔軟に事業が対応できるような、本当は各課にしくちやいけないと思っております。今の段階では、まだ町長にも報告はしておりませんが、内容的にはもう少し課を集約できればなということで、進めております。

以上です。

○9番（末次利男君）

実はことしの6月23日、24日、香川県の三木町というところで第9回の「小さくても輝く全国自治体フォーラム」というのが開催されておりますね。私たちもこのところをまず中心に視察をしているところでございますけれども、いわゆるスモールイズビューティフル、小さくても輝く町ということで、これを一つのキャッチフレーズに頑張っておられるわけですが、多くの自治体というのは財政運営に大変苦労しながら、やっぱり町づくりをやっているわけですが、その中でも特性を生かしながら、組織・機構をまずもって競って改革しておられる。そこからの改革だということで、确实の実績を上げておられるわけですので、そういったところをぜひ、余り参考にならんとところは参考にせんで、参考になるところを参考にして、ひとつ大胆にそういった改革に取り組んでいただきたい。12月に出すということですので、そこまで期待をさせていただきます。

それと、改革の一つの考え方として指定管理者制度、前回、しおさい館を指定管理者にされましたけれども、今回も結構指定管理の議案が出ておりますが、これも一つの行革の一環だと、私は理解しております。というのは、やっぱり官民の競争を図るという意味から、指定管理者制度というのはできたんじゃないかと思えます。だから、市場化テストをやっぱり官もすべきだと。指定管理者に出して、どれだけの行革の効果があるのかというのを、そこが一番大事なところですので、そこを踏まえて、行革のこの指定管理者にしても、そういったものをしっかり目に見えた改革というのをあらわしていただきたい。そうせんと、制度ができたから出すんじゃないくて、やっぱりそういった行革の一環であるということを念頭に置きながら、取り組んでいただきたいと思えます。

それで、次に入ります。

基金と起債についてでありますけれども、まず、この過去10年間を見ますと、10年前は56億円という基金があったわけですが、現在では、3,782,000千円ということに目減りをしておるわけですが、これはもう議会も承認をして、いろんな施策に充当したわけですが、最大の要因としては、やっぱり何といても総合福祉センター、この13億円ですかね、それからケーブルテレビ、これは辺地債あたりも取り入れた経緯もありますけれども、何といても、それと大型改修ですね、学校施設の大型改修、これも総工費が7億円ぐらいかかっておりますが、それとやっぱり大浦中学校、ことし19年度になりますと、大浦中学校あたりのこともあるし、いろんな事業はとにかく資産としては残っておるわけで

すけれども、ここを10年間で約20億円、1,910,000千円を取り崩しておるということは、大きく反省をしなければならない部分も大いにあるんじゃないかなという感じがして、今回新たに20年という節目に当たって、どういう管理の仕方をされるのか。そういう中に基金管理についての考え方というのを、まずお尋ねしたいと思いますが、平成14年4月だったと思いますが、ペイオフが解禁されて、当時の基金を含めて6,370,000千円の預金高であったと思います。その中で借入金で4,240,000千円。そこで相殺できない263千円というのを、より安全な国債等にかえられたと。それと、当時、目的を終わった基金もありましたので、基金を集約して、そういう運用をされたという経緯がございます。当時はいわゆるバブルの崩壊後の、銀行の不良債権処理ということで、非常に10,000千円の元本保証しかないということが言われて、そういうことになったわけですが、現在では銀行側の経営内容を示す自己資本率も高まって、安定していたというふうに思いますけれども、今後、ある金融商品には4%という商品があるという話も聞きますけれども、今後の運用の考え方としては、どういう考えをされておるのか、収入役にお尋ねいたします。

○収入役（矢壁 稔君）

お答えいたします。

19年度を例にとりますと、0.35から0.7の利率で、一応利息で預金をしているというような状況でございます。

それから、国債につきましては、御承知のように6億円やっております。これについては0.3と0.2という利率で運用しております。

○9番（末次利男君）

全体的な基金条例を見ても、安全かつ効率的と、相反する言葉で言っているんですね。いわゆる最大限にリターンのあるものをリスクの少ない方法でやれよということが、これは書いてありますけれども、これは相反することですね。リスクの低いとリターンも低いわけですね。大体そういうことですので、今後、集約された基金を今後どういう考えなのか。このままでよかですよと言えば、それはどういう考えか、その辺を。

○収入役（矢壁 稔君）

お答えいたします。

方法とすれば、ペイオフと関係なくして、1年間の預金でいきますと、考えようでは、それで0.7という数字も出ておりますし、そういったことも一応考えておるんですけれども、最終的には上司と協議をしながら、運用を図っていきたくて、このように思っています。

○9番（末次利男君）

この運用の問題で1つお尋ねしたいことは、いわゆる運用というのは、非常に今後はかなりリスク、やっぱり完全にリスクがないとは言えないわけですね。このリスク管理というのはどのようにされているのか。

○収入役（矢壁 稔君）

お答えいたします。

リスクについては定額10,000千円までですけれども、それ以外のは、それこそ安全パイでいけば、そのままの状態で置くのが一番いいんですけれども、リスクを背負ってでも利息を取るということになれば、金融機関といろいろ折衝しながらやっていかにやいかんとかないという考えをしております。いずれにしても、しかし、そういったことにつきましては、上司と相談をしながら、有効に利用していきたいというふうに考えております。

○9番（末次利男君）

当時のことから、この集約した最たる基金というのは、平成5年に設立をされたスポーツ振興基金ですね。これを文化振興基金と合体したということで、当時は果実運用だったわけですけれども、やっぱりこういう金利が低迷している時代で、取り崩し運用ということで、恐らく20,000千円ぐらいもう元本を取り崩しているんじゃないかという感じがいたしますけれども、当時、果実運用で600千円から700千円ぐらいの果実があつて、その運用だったんですけれども、最近では18年の決算ではそう使われておらんごたる感じですが、その以前は2,000千円、2,500千円やっぱり取り崩しがあつております。ここらの考え方として、これは公民館管轄かな、どのように、このままやっぱり取り崩して運用するのか。確かにもらう人は助かるわけですけれども、こういった財政の厳しい中で、どんどんどん取り崩し、これはもう基本的には果実運用ということで設立されたわけですが、その精神を逸脱して取り崩しをやっているわけですので。それと、当然一般財源から救えない財源を、この基金から、果実から運用していこうということで始められたわけですので、これはスポーツ振興会あたりで十分検討されると思いますけれども、考え方だけを聞きたいと思います。

○副町長（木下慶猛君）

ただいまのスポーツ文化のあれですけれども、最初はそういう、今言われたように、最初の出発点は利息の運用だったわけですよ。でも、こうやって金利も下がるし、不安定な段階だから、今さらそこまで持つておく必要はないから、元金まで崩していってくれと言ったのは、議会方の要望だったわけですよ。そういうことで、もう元金は手をつけたわけですよ。当時は最初1億円、1億円で出発したわけですが、文化のほうはほとんどなくて、スポーツだけで、さっき言われたように、最初は2,500千円とか2,000千円とかずつだったですけれども、これはもうスポーツ団体の補助規定もありますものですから、それに基づいてやっておるわけですね。そういうことでやったわけでございますけれども、今言われるように、積み立てた当時のように利息があつたら、それで運用もいいかもわかりませんが、ペイオフ関係で定期にもやれないという段階になったものですから、そういうことをいろいろ説明しまして、議会のほうの要望で、元金まで崩してやった記憶をいたしております。

ですから、今後は、今収入役が申しましたように、利息等が高くなったし、それから、一

つの基準としましては、国債も私のときに買ったわけですが、金利も高くなっているし、各金融機関も安定しておるわけですね。一般市中銀行の安定度を見れば、比率ですね、8点という数字があるわけですが、それよりも以下だったら危ないという基準を設けて、あの金融機関に預けるとかやっておったわけですね。そして、先ほど言われたように、借入れと貯金ですか、相殺できるやつはするわけですが、最近の起債は政府債ばかりなものですから、これが縁故債ということで、金融機関を利用することができたら、そちらのほうに相殺できるわけですが、今の段階ではほとんどが政府債でございますので、そちらに借入れが行くものですから、相殺というのが、余り今、期待はできないと思います。

ですから、今後は今言われたように、もう金融機関もこのところを見てみますと、安定してきておるようですから、定期預金あたりに、今収入役が言われるように、検討する段階に来ているんじゃないかならうかと思っておりますので、それから利息もふえていく場合だったら、もちろん今の段階で利息だけで運用できるかということは、ちょっとわかりませんが、そういう方向で進めたいと思っております。

○9番（末次利男君）

結論、しばらくこういう状態で進めるということですね。わかりました。

次に、山林育成基金についてお尋ねをしたいと思います。これは303,105千円ですね。これは毎年山林育成のために30,000千円から25,000千円の程度で取り崩しをやっておられますけれども、18年度決算では10,000千円ぐらいですね。これはもう育成段階が過ぎて、事業内容を見てみますと、間伐事業、補助事業がふえたということで、基金の取り崩しが少なかったんじゃないかという感じがいたしておりますけれども、いずれにしても、育成をそういう25,000千円、30,000千円でやってきたわけですが、そういった中でずっと取り崩しをしたわけですが、現在、直営林551ヘクタールの中で、いわゆる258ヘクタール、これはもう主伐林分ですね、約半分は主伐林分に達しているということです。分収林、あるいは官行造林を入れれば、540ヘクタールが主伐林分だということで、大方半分近くはもう常に主伐している林分に達していると。しかし、現状なかなか材価の低迷が続いて、主伐に至らないというのが現状であります。かつて、太良町も山林の隆盛を誇った時期がございまして、三七災の災害復旧とか、学校建設とか、非常にこの山林特別会計から一般会計に繰り入れて手当てをしたという歴史がございまして、ここらはもう、この育成基金はどんどん取り崩すだけじゃなくて、今後、適正管理をするという意味から、幾らかでも主伐をしていけば、雇用も発生するし、あるいは治山治水という観点からも適正な管理ができるんじゃないかという感じがしますが、ここらの管理の考え方をお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町有林につきましては、直営林につきましても、先ほど申された258ヘクタールほどの主伐齢に達しております。それで、今後、雇用も発生するために、少し切っていったらいいんじゃないかというような質問の趣旨だと思っております。

今後、山林運営委員会を開きまして、前回の山林運営委員会でも、こちらのほうから主伐齢も大分面積的にも多くなったということで、年間5ヘクタール程度の計画をしていきたいというようなことで、審議をいただいております。来年度以降、そのような計画を随時立てながら、山林運営委員会に諮りながら、循環林というようなことで、今後はそういう事業でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

基金に関して、もう1点質問をいたします。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、土地開発基金ですね、377,952千円。これは土地開発公社を今解散されておりますけれども、公約の中にも小規模でもいいから、やっぱり雇用の場をと。なかなかやっぱり難しい問題だろうと思っておりますけれども、この基金は、いわゆるそういった土地造成の先行投資に使う基金だろうと思っておりますし、このJR振興策にも企業立地というのがうたわれております。そういった意味から、必要とあらば、するという答弁であったと思っておりますけれども、そこらを先行投資でやっぱり造成をする考えがあるのか、あるいは具体的に入ってから考えるのか、そこらはどういうふうな考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

土地の購入につきましては、必要になった場合という答弁をしておりましたけれども、一つは広域農道が開通した場合に、企業誘致等はどうだろうか、受け皿ということで私も当初、公約等で申し上げておたわけですけれども、うちの四役で広域農道の遅延をずっと場所選定で現地確認に行ったところでございますけれども、四、五カ所ぐらいあります。ただ、それを先行投資で買っていた場合に、果たして企業が、そこが妥当かどうか、また、もし企業側がそこはだめと言った場合も、ちょっと金がうしてになりますから、ある程度確定する時点で、そこら付近の取得金を使っていけたら、させていただきたいと思っております。

○9番（末次利男君）

もう1点、定額運用基金について質問いたします。

先ほど答弁の中にもありました、昭和52年設立の高齢者牛の肉用牛基金ですね。これが昨年でしたか、国庫分を引き上げるという話から、19年度からは町単独で運用をされておりますけれども、大変この制度としては、肉用牛振興に有効な制度であったということで、大変評価をしておるわけですけれども、この一応の30年間の総括として、事故等でこれが廃用とか何とか、年間3頭から5頭ぐらいが計上されてきましたけれども、この頭数と金額につ

いては、基金の欠損金として上げるということになっております。それで、そこの基金の欠損金はどのくらいになるのか、わかったら教えていただきたい。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

52年から57年までの高齢者牛貸付牛の欠損ということでございます。トータルで11,316,156円でございます。頭数は60頭でございます。30年間で60頭でございます。

○9番（末次利男君）

11,360千円の60頭というのは、主にどういうふうな状況の中で欠損金を生んだのか。この内容説明を求めます。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

主な原因ですけれども、繁殖障害による廃用処分、それから事故につきましては、急性鼓張症等の突発的な症状による事故死等で欠損が発生しております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

次に、J R振興策について質問をいたします。

経営分離同意後、振興策検討会を経て、住民や団体等の意見を踏まえ、県と町の意見交換、調整を踏まえて、各分野における地域の振興策を具体化し、実施されると思いますが、来年度に向けた施策についてをお尋ねいたします。

これは全協でも説明をされておりますので、また再度、重複するかと思っておりますけれども、まず、説明をお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目のJ R振興策についてお答えします。

J R振興策は九州新幹線西九州ルートを整備に伴う、J R長崎本線の並行在来線の経営分離に同意した太良町の地域振興を図るために、佐賀県が特別に支援を行うものでございます。この振興策は補助事業の優先採択、国県事業の重点実施、新規事業の創設から成り、支援の内容は事業の実施に伴い生じる町の負担増に対し、県から特別に助成金が交付される特別支援事業と、そのほかに事業の計画的実施や助言として支援されるものでございます。

J R振興事業につきましては、新年度の予算要求を県に行う際には、町で振興策事業の検討を行い、財政状況を踏まえ、事業の優先順位等を勘案した上で、最終的に県と調整を行うようになります。その場合、町の意向については県も最大限前向きに努力してもらえらるものと思っております。

来年度予算について、確定的なことは今の時点では断言できませんが、今年度からの継続事業については、来年度も予算計上され、また、調査研究や試験的な事業については、その

結果により本事業への移行の検討が必要となります。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

JRの問題については、去る8月30日の佐賀新聞が報道しておりますところによりますと、国の来年度予算の概算要求で整備新幹線の事業費790億円が認められたということを報じられております。その中で、九州新幹線長崎ルートも、異例とも言える3年連続未着工ルートにも盛り込まれておりますが、着工条件の変更が可能かどうか、これは関心が高いところでございますけれども、このJR振興策の基本方針は、経営分離に同意したことに伴う地域振興策であると説明を受けておりますが、万が一ということで質問いたしますが、着工条件がいわゆる沿線自治体ということが直接のネックになって、未着工になっておりますが、それが万が一その着工条件が変更できない場合、なかなか今の状況では着工できないと。くい1本打てないという状況が続いているんじゃないかと思いますが、そういう場合も振興策は10年スパンで考えていくという説明であります。そこらの考え方としては、どのように考えておられるか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的に振興策の助成金を交付するのは県のほうですので、立場的には私どもは特別助成を受けるほうでありますので、確定的なことは言えませんが、先ほどの御質問の件につきましては、去る県議会でも町出身の坂口県議のほうで、実際この問題について質問をされております。そのときの答弁として、県の考え方として、県としては基本的には同意が前提ということで、あくまでも新幹線は着工するという前提のもとでこういうふうな振興策を出しているから、同意が得られないというのは、そういうのはもう考えてはいないという答弁でありまして、じゃあ、具体的に本当に着工できなければどうなるのかとなれば、想定するに、あくまでも着工したときの同意に対する振興策でございますので、着工できないとなると、この振興策というのはかなり厳しくなるのかなと思いますけれども、県としては、されるほうとしては絶対やるんだということで説得にかかるということで、前向きに思っておられるということで聞いております。

○9番（末次利男君）

既に太良町は昨年、県道2本について予算化されて、もう既に始まっておるわけですので、ぜひそこらを十分、これは太良だけの努力ではどうもならない問題ではございますけれども、県との密接な関係を持ちながら続けていただきたいと思います。

それで、まず、振興策の基本的な考え方としては、そういうことでわかりましたけれども、いわゆる経営分離に同意したということで、铁路の高速交通体系を絶ったということですよ。それで、一番関心事は、県道の整備でも何でもなくて、まずは新たな高速交通ネットワ

ークを構築するということが一つの大きなことであると思います。これはもう町長も以前から、この問題には関心を持って取り組んでいただいたと思いますけれども、有明沿岸道路の延伸ですね。ここらを鹿島諫早間の50キロの区間を早く計画路線に上げるということが、10年スパンでも構いませんので、ここを絶対に引きかえとしてやっていただくということが一番大事な問題であろうと思いますが、その状況の変化、今までと違った変化というのがあるかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

この有明海沿岸道路の空白間の50キロでございますけれども、先々月と思いますけれども、知事と各市町村との懇談会が佐賀の特別会議室でございましたけれども、その折でも、知事にはそういうふうなことを、有明海沿岸道路のまず候補路線の指定ということで、この候補路線指定するためには、もう投資額も要らんのではないですかというふうな質問もやっております。

この件につきましては、今、佐賀県が協議会をつくって動き出したというふうな説明を受けております。私がおこの時点で申し上げたのは、もう13年か14年前から期成会をつくって、平成13年からは単独の期成会、いわゆる西部地区の沿岸道路の期成会を諫早、2市1町でつくっておるとですけれどね、そういうふうなことで、随分長くから期成会をつくって陳情しよつとに、いっちゃん先に進展せんじやないかということで、まず、候補路線については指定をしよるとです、着工とは言わんと、まず候補路線指定と。それがすぐにできんならば、候補路線を指定要求しながら、207号を先に整備をしてくれんのですかというふうなことで、私が意見交換会の中で提示した折に、もう明るる日、すぐ知事から、道路課長がちょっと太良に内容を聞きに行けということで道路課長がお見えになって、沿岸道路が優先ですか、207号の改良が優先ですかというふうなことを知事から確認してこいというふうなことを言われたということで、道路課長が見えたんですけれども、それは候補路線指定を早くせんけんが、207号を先に急げと言いよると。基本は地域振興策の中でも第1条件に上げておるよ様に、沿岸道路が、候補路線が第一だというふうなことで、県のほうにも言っております。

それともう1つ、佐賀県ばかりに言っても、そういうふうに進まんもんですから、長崎の金子知事にもお会いして、とにかく両県の知事、トップ同士でそういうふうなことを進めてくださいというふうなお話もして、金子知事もぜひそうであれば、佐賀県とも一緒に知事と陳情もしましよというふうな口頭での約束もしていただいておりますので、だんだんと、すぐにはできんでしょうけど、まず、候補路線の方向で話は進んでいくものと思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

そういうことで、ぜひとも候補路線指定へ向けて努力をしていただきたいということが、

まずJR振興策の第一義的な問題であろうと思っております。

それで、現在、県道の2本と今回新たに道路網の交通ネットワークの中で、207号と広域農道のタッチ、これはいわゆる牛尾呂線ですかね、津ノ浦のにきのあの線を新設するという振興策であろうと思えますけれども、これは国、町の50、50を、町分の50%を振興策によってゼロにすということですか。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、県がこの——済みません。その前に、この事業を、現在うちのほうでやっております道整備交付金事業のほうで対応しようかというふうなことで、今、県と煮詰めております。それで、その申請に当たって、概略設計の必要があるというふうなことで、今回、9月の補正予算にその調査委託の補正予算をお願いしておるところでございます。これが出たところで事業費が決まれば、正式にその事業に乗せていただくような申請をしていって、そして、交付金事業ですので、2分の1は国の交付金で賄われますけれども、あと2分の1は町の負担になります。しかし、これを先ほど議員が言われますように、2分の1については県のほうがJRの振興策として取り上げていただいて、町費負担は県のほうで持っていただくというふうなことになっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

もう1点、振興策について質問いたします。

この農林漁業の強い農業づくり交付金事業についてでありますけれども、先ほど午前中でしたか、見陣議員の質問の中にもありましたけれども、キャトルステーションという話が出ておりましたけれども、この事業内容につきましては、キャトルステーションと肉用牛ステーションの整備、不妊牛のホスピタル施設整備、地域内一貫肥育体制の整備、これをセットで計上されておりますけれども、これはセットで動いているんですかね。キャトルステーション単独で動いているんですかね。

ここらは、私も壱岐に行ってまいりまして、現地を調査してまいりました。これ非常に壱岐は規模が大きくて、あそこは佐賀県いっぱいぐらいの頭数がおるんですよ。7,000頭。これはもう佐賀県全域に匹敵する頭数ですけれども、そして、壱岐の島はもうこれしかないということで、農業団体組織を挙げてバックアップをしておるといふ特異なところなんですよ。そこで1割ぐらいをキャトルステーションで預かっているということですので、全然、お隣におられますけれども、失礼ですけれども、組織がどういうふうな動きをしているのか、そこらが非常に不透明な時期に、とにかくセットで進んでいるのか、ある程度はキャトルステーション単品で進んでいるのか、そこらはどういうふうになっているんですか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

議員御質問のキャトルステーションは単独なのか、あるいはここに上げております地域内一貫肥育体制の整備というふうなことも、同じ欄でくくっておりますので、これは一体的にしているのかという御質問でございますが、先ほど見陣議員の質問のときにも申しましたとおり、今、そういうようなキャトルステーションを太良町に設置していった場合のメリット、あるいはデメリットですね、その辺を上司のほうからも、1年かけて十分検討するようというふうなことで指示も受けております。

それで、ここに上げております地域内一貫体制の整備ということは、宍岐に末次議員も行かれたということで、御存じだと思いますが、キャトルステーション自体で運営費を賄うために、繁殖牛を預かるとは別に、自分のところで子牛を産ませて、それを売って運営費の中で使う、売り上げを使うというふうなことで、話もされておりましたので、この分につきましては、まだ認められたわけでもなくして、うちのほうではそういうような先進地に行って聞いておりますので、素牛の導入費もJR振興策で取り上げられたらというふうなことで、これはまだ計画の段階でございますが、そういうような、同時じゃなくして、あったほうがいいのかというふうなことが先進地においてあっておりますので、単独で導入等を考えた場合、利用できるものは利用したほうが良いと。ただ、まず設置がどういう規模になって、どういうような形の運営かというふうなことを今から検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

非常にですね、これはすべてそうなんですけれども、箱物をつくれれば、あとの運営費というのが非常に大変なんですよ。かつて太良町も専門農協である開拓連が保育センターをつくり、あるいは豚の育成場をつくり、いろんな試行錯誤をされておりますけれども、なかなかまいぐあいにかんやつた。今でもライスセンターにしても、そういう箱物を維持管理していくためには、大きな農家の負担になっているという現状もあるわけですよ。そういった轍を踏まんためにも、これは特に生き物ですから、この辺を十分注意しながら、進めるべきは進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に人材育成についてでありますけれども、かつては青年団、婦人会等の活動により、職業を超えた交流で、組織の中での活動が活発化して、人材育成が図られていたが、現在、商工業、農業、漁業、林業の青年部活動としては頑張っておられると思います。

職業の垣根を超えた集いの場、仮称フォーラムたらの設立によってリーダーシップトレーニングを図り、町政、地域づくりに積極的に参画する人材が必要だと思うが、どのように考えられるか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

3点目の、人材育成についての質問にお答えします。

職業の垣根を超えた集いの場の設立によって、町政、地域づくりに積極的に参画する人材育成の考えはないかということではありますが、過去に地域づくりのためのネットワークづくりについては検討した経緯はありますが、目的達成までに至っておりません。佐賀県では平成16年度に、県民協働指針を策定し、CSOとの協働を推進しております。また、本町においても平成17年度に策定した行財政改革プランに地域協働の推進を掲げ、住民参加の団体などが公共的サービスの提供を行う取り組みについては、活動主体との積極的な連携、協力を図るとしております。住民との協働推進を図るという点からも、地域づくりに参画する人材育成は重要と考えておりますので、できる限りの協力や活動に対する支援に努めたいと考えております。

○9番（末次利男君）

町づくりは人づくりと、よく言われますけれども、あるいはある種人材育成というのは、作物に例えられますけれども、土づくりをやって、種をまいて、水をやって、日光を当てて、そして立派な花を咲かせて実をつけるということでもあります。

現在、これは画期的な出来事が最近起こっております。といいますのは、社協のボランティアに、ほとんどが今まで50団体ぐらいおられますけれども、それがほとんど高齢者の団体でございましたけれども、最近、商工会の青年部がボランティアの一員になって、非常に積極的に事業に参画しているという現象がございます。いずれにしても太良町、役場、これはもう当然スリム化するわけです。それをどう、その分を補っていくのかということになれば、やはり各住民自治というんですか、そういったものがカバーをしなければ、やっぱりどうもならないという状況になってくるわけです。そういった意味から、太良町の将来の長期展望を踏まえたときに、若い人の感性、あるいは行動力その他に磨きをかけて、町民の特性を生かし、町の特性を生かし、個性ある町づくりの担い手として、ぜひ育成すると、育てるといふ考え方を持っていただきたいという、大事な視点であると思いますので、御一考いただければ大変ありがたいと思います。

これで質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後 1 時58分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸